

平成25年12月中川村議会定例会議事日程(2)

平成25年12月10日(火) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

3番 小池 厚

- (1) 事業執行と情報提供について
- (2) リニア中央新幹線建設に伴う、その後の残土受入地の計画及び見通しについて

1番 中塚 礼次郎

- (1) 介護保険制度改正に対する考え方と対応について
- (2) 特定秘密保護法案について

9番 竹沢 久美子

- (1) 村内施設の利活用の検討を
- (2) 生活保護基準見直しによる村民生活への影響は
- (3) 福祉灯油事業実施の考えは

2番 高橋 昭夫

- (1) 平成26年度予算編成と政策の基本方針について

出席議員（10名）

1番	中塚	礼次郎
2番	高橋	昭夫
3番	小池	厚
4番	山崎	啓造
5番	村田	豊
6番	大原	孝芳
7番	湯澤	賢一
8番	柳生	仁
9番	竹沢	久美子
10番	松村	隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会議務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成25年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年12月10日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議 長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで教育長より昨日の答弁につき一部訂正がありますので、発言を許可します。
- 教 育 長 昨日の柳生議員のご質問、よくかむことで健康長寿の村のご質問に対しまして、私のお答えの中で、答弁の中で、かむことをカウントする機械につきまして特定の名称を使ってしまいましたことを申しわけなく思います。ここでおわびをして訂正させていただきたいと思います。
- 議 長 日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
3番 小池厚議員。
- 3 番 (小池 厚) 私は、さきに通告を申しあげました2点について村関係部局の答弁をお願いをしたいと思います。
1つは、今さらではございますが、事業執行と、その都度の情報提供についてでございます。
村政の事業の進め方と関係者への説明責任についての考え方をお聞きしたいと思います。
2つ目は、9月議会のときにもお願いをしましたが、リニア中央新幹線の建設に伴うその後の残土受け入れ地の計画及び見通しについて、環境影響評価準備書の発表後、各関係自治体や住民から出された意見に対してJRから11月25日に発表された見解に関連しまして、以下の点について質問したいということでございます。
それでは、最初に事業の実行と情報提供についてお願いをしたいと思います。
今さらではございますが、事業の執行については、年度当初に計画と予算を立て、年度末に当初に対してどのような内容で事業が進捗できたかをまとめていると思います。各担当部局では、予算の中身をつくり、作業を執行するわけですが、その際、各段階で関係者にどのような形で情報提供しているのかをお聞きしたいと思います。具体的にどんなふうに進めているかをお答えいただきたいと思います。よろしく願います。
- 村 長 具体的にというよりも、総論的に、ちょっとになってしまうわけですが、村の考え方——考え方というか、今までやってきているやり方というふうなことになるかと思えます。

当然、着工前、計画の段階で事前に説明を行い、地域の皆さん方とのすり合わせもした上で着工していくわけなんですけども、その後、何らかの事情によって変更が生じた場合には、その際、その都度、お知らせをしてやっているつもりでございます。特に、一般質問の通告書でいただいているような道路の建設の場合においては、地元の要望が、まず、いろいろ出されておりますし、その辺のことも勘案しながら、要望ばかりではありませんけれども、村としての考えもあります。そういったものを長期計画、総合計画、あるいは過疎計画の中で箇所出しをしていって、それからまた、全体予算、それから、過疎の計画の中でですね、緊急度等々もにらみ合わせながら、今年度はこれができるかな、来年度にこれはしなくちゃ無理だなというふうなことをやりながら、当初予算に計上をしております。予算計上後は、地元へ工期など概略を説明し、変更が生じた場合には、その都度、お知らせをしているつもりでございます。場合によっては補正予算で対応するというふうなこともあるかと思えます。

そういうことをご説明をしながら進めているというつもりではございますけども、何分たくさんの方が同時に進めているというふうなことがありますので、何か説明の不十分な点があれば、ご指摘をいただき、また、その点、何か理由があれば、そのことをご説明し、もし何か改善すべき点があれば今後に生かしていきたいと思っておりますので、具体的なお聞かせいただければありがたいかと思えます。

○3 番 (小池 厚) わかりました。

それでは次でございますが、今、村長のほうで答えいただきましたけれども、繰り返すようですが、建設工事の場合、自分も、過去、携わったことがあるんですが、まず、地元への事業計画の説明、合意を得た後、事業年度の工事内容の説明、用地の交渉、また、状況の聞き取り、あるいは計画への反映等を行って工事の発注をするということでございます。

工事契約後ですね、具体的に、今度は業者が現地に入った場合、事前にどの程度の情報を発注者として施工業者に提供しているのか、特にですね、実際にその付近でっていいですか、そこでですね、日常生活をしておられる地元の方にですね、当該道路がどんなふうに使われているか、どんなふうな形でですね、その行き来っていいですか、往来っていいですか、日常生活でどう使っているかっていう、そこら辺のことを伝えているか、そこら辺のことを、具体的にですね、お聞きをしたいと思えます。

○建設水道課長 建設工事につきましては、3番議員もよくご存じのことでございますので、ある意味「釈迦に説法」の部分もございまして恐縮でございますけれども、村の中で事業を多くやっているのは建設水道課ということでございますので、建設水道課の場合について、まず、一般的な道路改良工事等をする場合の流れについて、まずご説明をさせていただきます。

事業実施に当たりましては、実施前に地元関係者に対しまして事業説明会を行い、改良事業計画の概要、今後の進め方、スケジュール等について説明を行うとともに、

意見あるいは要望等をお聞きします。事業実施の了解を得た上で測量、設計を行い、概略の工事内容が決まった段階で、路線計画等の検討のため、改めて地元説明会を行います。そこで了解を得た後、今度は詳細設計を行い、計画内容について、再度、地元説明会を行って、内容の検討、確認をしてもらうということでもあります。そうした後で、用地測量及び補償物件等の調査を行いまして、工事発注の手はずとなります。建設工事の請負業者が決定し、工事契約締結後は、村の担当者、監督員から現場代理人に対し工事の内容や現地の状況等について説明をするとともに、地元説明会で出された意見等についてもお伝えをいたします。そして、工事の施工計画ができた段階で、もう一度、地元の皆さんに施工業者も同席をして工事説明会を行って、工事内容や工程等を説明するとともに、地元の要望や事業の際の事情をお聞きしまして、工事を行うことで生じる地元の不便をできるだけ少なくしながらスムーズに工事が進められるように調整を図っていきます。

以上、こういう手順を踏みながら、施工業者に対しましても、議員のご指摘の日常生活での当該道路の使われ方等も含めまして、必要な情報を提供していると、そういう状況でございます。

○3 番 (小池 厚) 非常に具体的にお答えをいただきましてありがとうございます。

実際にですね、そのとおりやっただけであれば、特に、こういった私のほうへ届いた、そういった、何ていいますかね、苦情って言うてはなんですけれども、不都合な話が伝わっては来ないと思うんですが、やはり、職員、それぞれの方、感度が違うってということもあると思うんですが、実際にですね、具体的な話をすると、過疎代行の現場でですね、この1年半の間に、お盆の3日だけしか、そこが通れなかったと、確かに、工法によってはですね、全どめっていうか、全面通行どめで工事をやらなければならない、先日も、その方の息子さんに当たる方が、ちょうど、私、知り合いでございましたんで、お話を聞いてですね、現地を見に行ったんですが、現在の道路が全部掘られましてですね、大型構造物の基礎が打ってございました。施工的に考えると、これから年末までは、多分3ヶ月くらいは、施工っていうか、通れないだろうと、もう、これは全どめでいくしかないなというふうに思ったわけでございますが、例えばですね、そういった、その全面通行どめがいつからいつまでかかりますと、この間は、じゃあ、暫定的にですね、ちょっと注意しながら通っていただきますよと、そういった具体的な、その進捗状況によってですね、今、使われている道路をできるだけ使えるような状況にしていくという、そういうのも、やはり行政としては必要じゃないかというふうに考えるわけです。実際に、その迂回路だということもですね、一緒に走ってみました。非常に急勾配、急カーブ、切り返さないと回れないところもあってですね、地元のほうでは、打ち合わせっていいですか、して、片側は一方通行にしてですね、回れるような形にしているとか、あるいは、普通車は仕方ないので大回りをするという、そんな対応をやらざるを得なかったということでございますが、であればですね、やっぱり、極力、現道が使えるような、そういったことも、工法の変更っていいですか、ちょっと大げさにな

りますけれども、そこら辺も踏まえてですね、対応していただきたかったかなというふうに思いますので、そこら辺については、どんなふうに、実際に業者のほうにですね、指導しているかお答えいただきたいと思います。

○建設水道課長

今、具体的に過疎代行工事のお話がありました。そこに限らずですが、一般的に、工事をやる場合には、地元の皆さんに、先ほど言ったように説明会を行うわけですけれども、工事の内容や工期、内容、工期についても、説明会によりまして、また、その後、組回覧にもいたしまして、具体的な内容についてお知らせをしているという状況であります。ですけれども、どうしても説明会においてはなれない方もいらっしゃるし、なかなかお知らせが行き届かない場合もあるかと思えます。それで、先ほど3日ほどお盆に通行止め解除という話がありましたが、ちょっと正確な日程を覚えておりますが、10日ほどだったと思います。解除になったのが、お盆の前後10日ほど解除になったと思います。それで、今お話のありましたように、現地の工事内容が非常に大規模なものでありまして、仮に通すというのがなかなかできないという現場の状況もございますけれども、特に、この間のお盆の場合には、そうは言っても帰省される皆さんもおいでになるので、何とか通すようにしようということで努力をさせてもらって、そういう形で通行止め解除ということになったわけであります。

それから、地元以外の方にとりましては、説明会等をしておりませんので、突然、来た場合には、非常に困惑する場合もあるかと思えます。

さらに迂回路の問題でありますけれども、非常に狭いということもありまして、あれでもかなり改良したつもりなんですけれども、線形上、非常に限界もございますので、地元の皆さんにはご不便をおかけしているのも現実化と思えます。

そういった状況でありますけれども、村としては、基本的に過疎代行業という事で、県の事業でございますので、そういったご意見等もございましたら、できるだけ県のほうにお伝えをして、村とともに、なるべくよくなるような対策はしているわけでありまして、何分、事業そのものが、もう平成23年～22年という5年間の事業でございますので、しかも工事内容も大規模ということで、通行止めになる期間も非常に長いということでもありますので、非常に申しわけない部分もありますけれども、できるだけ、そういった皆さんの声をお聞きをしながら、また、県のほうにも働きかけをしながらいきたいというふうに考えております。

○3

番

(小池 厚) 例えば、直接、過疎代行でですね、県のほうの代行工事になると思うんですが、確かに、短期間にですね、あれだけの距離を施工するとなればですね、全どめでやるという、そういった形をとらざるを得ないという、そういうのは重々、住民の方にも理解をしていただくということはあるにしてもですね、これはここで言うべきことじゃないかもしれませんが、ぜひ、県のほうにですね、建設事務所のほうに、こういった業者指導をしていただきたいということをお願いしますが、具体的にですね、その業者に月報をというような形で、あるいは週報までは行かない、これはちょっと厳しいと思うんですが、毎月ですね、進捗状況を

絵解きするような形ですね、現場ですね、図面、平面図でも横断図でも結構でございますが、今ここまで来ていますと、あとこのくらいかかって、いつからはこういう状況になりますっていうような、そういうような月別の計画書っていいですか、施工状況っていうんですか、進捗状況というか、そういったものをね、出すように指導してくださいというのは、村の立場でもですね、地元の人たちに対して、ぜひ、お願いをしたいということは言っていけるとお思いますので、そこら辺をですね、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。そうすることによってですね、やはり地元のことを考えて行政もやってくれているなというようなことで、行政と地元の信頼関係にもですね、つながっていくとお思いますので、ぜひ、そんなことでお取り組みをよろしくお願ひします。

○建設水道課長 今、ご指摘いただきましたけれども、県のほうにできるだけ要望をしていきたいと思ひますけれども、たまたまですけれども、実は、あしたですね、この過疎代行工事の進捗状況等の説明をする会議を予定しております。そこには県のほうから担当者が来まして、今の進み具合等について説明していただくというふうになっておりますし、その場では進捗状況の書類も出てくるというふうにお思ひしておりますので、改めて、その場で、こちらからの要望もしていきたいというふうにお思ひします。

○3 番 (小池 厚) それでは、了解をいたしまして、次の第2番の質問に移りたいと思ひます。

9月の定例会にもですね、私、非常に関心ございまして質問をさせていただきました。ご存じのように、9月の18日ですか、事務所の発表がございまして、ルートが具体的に決まっております。それぞれ関係市町村にはですね、JRのほうから説明があったと思うんですが、村長も言われたように、中川村、松川町はですね、関係市町村には含まれなかったと、きのう、村田議員のほうからもですね、質問があったと思ひますけれども、私も、ダブるところあると思ひますけれども、改めてお聞きをしたいと思ひて質問させていただきます。

1つ目はですね、新聞報道されておりますけれども、確認の意味で、再度、村から出しました、JRに出しました意見に対するJRの回答っていいですか、見解について、村長の評価、そんなふうにつまえておられるかをお聞きしたいと思ひます。

○村 長 パブリックコメントと村から繰り返し申し上げたことに対してJRさんの見解についての感想ということかと思ひますが、まず、第一に、先ほど小池議員も申されたとおり、関係市町村に入っていないということで、JR東海さんがパブリックコメントについての見解を公表したということ自体が中川村には今もって連絡はありません。ホームページに掲載されているっていうこと、私は、記者の、地元紙に記者の方から、それに掲載されておりますが、本日、掲載されましたが、それについてどう思ひますかというような取材を受けたことで掲載されているっていうことを知ったというようなことでございます。また、そのJR東海さんの見解というものも、個々のパブリックコメント、中川村から来たこのコメントについては、こういう見解をもっていますというふうな形にはなっておらずに、こう、ジャンルごとに

まとめてばくっと書いてあるということなので、どの部分が自分が出した、自分たちが出したパブリックコメントに関するものなのか、あるいは、例えば、中川村からのパブリックコメント一覧みたいなのがあればですね、中川村で、役場のほかにも、だれか個人的に出した方がおられるのかというふうなことがわかるわけですが、そういうことが書いてなくて、希少生物についてとか、道路のことについてとか、何か、そういうふうな形で、ばくっばくっ、こう、まとめてずらずらっと書いてあるので、だれのどれについての見解かということが直結した形ではわからないというふうな、そういう書き方になっていました。

村からは、いろんなことを申し上げたんですけども、まず、関係市町村と同じような全体的な説明会、特に生活環境に対する影響について説明を中川村でもしてほしいというふうなことをお願いしていますが、それについては、やるつもりはないというふうなことを、正式な答えじゃなくて、いろんなところでお会いする中で、こう、申し上げている中で、そういうふうなお話がありました。向こうが説明会をやろうとしていると思いますけども、昨日も申し上げたとおり、道路整備に関しての説明会、もっと言うと道路整備に対する協力のお願いというような会は開くつもりはあるでしょうけども、大鹿村等々でやったような全体的な説明会は、今のところはする気はないというような感じでございます。これから、さらにお願いを繰り返して、それが実現されるように、あるいは道路改良に関するお願いの会というのを、そういう会になるように、こちらの受け手のほうから質問を出すなりして変えていくということが必要になるかと思えます。

それから、モニター、環境モニターが必要だから、それをいろうというふうなことを申し上げました。それについては、先日、上伊那広域連合に、正副連合長会に来られたときには、今後、どこにどれだけの廃土を運んでいくかというふうなことの中で、関係するところには、そういうモニターもしていく、あるいは、その運搬に関する説明会はするというようなお話がありましたが、全体の、どこに、いつ、どこに、どれだけの物を運んでいくかという計画が、まだ白紙状態ですので、いつやるとか、そういうふうなお話には、ないよとかまで踏み込んだ形ではお聞きできていません。

それから、もう1つは、国が一律に定めた環境基準ではなくて、この静かなところに、環境のいいところに移り住んできた方もおられるし、この中で子どもたちが、保育園の子が中学校を卒業するまでという、そういう長い時間の工事ですから、国が定めた基準とは別にですね、地元住民が納得できるローカルルールとしての基準を定めてほしいということも申し上げたんですけども、それについては、非公式な場でのやり取りの中で、そのことについてはするつもりはないというようなニュアンスの発言がありました。

それから、そういうローカル基準なり、基準を上回ったときには、直ちに、事後調査ではなくて、直ちに、そのときに工事を中断して、適確な、効果的な改善策を施した上でないと、それができるまで運搬はとめるようにというふうなことも申し

上げましたけれども、ご心配するお気持ちはわかりますというようなお言葉が、その話の中では出たかなというふうなことはありましたけども、そのようにするとか、それを、ましては文書で明文化するというふうなことは聞けていないということで、大変不満足だし、今後、しっかりと住民の環境が守られるかどうかということについては、危機感を持っておりますので、議会の皆様方、そして村民の皆さんとも声を合わせて、しっかりと守っていかなくてはいけないなど考えているしだいです。

○3 番 (小池 厚) わかりました。

それではですね、その次でございますが、9月の議会のときに答弁のありましたその具体的な事業説明会、今お話でございましたが、現在、JRのほうと、その交渉といたしますか、話をしているかとは思いますが、具体的な、その全体の事業説明会は開催する見通しはないということで理解してよろしいですか。

○村 長 現状では、そういう話にはなっていないけれども、何とかそれを実現させるように働きかけを続けていかなくてはいけないというふうに思います。

ただし、申し上げたとおり、その全体的な環境等も含めた大きな説明会ではなくて、道路改良についての説明会、あるいは、それについての地権者等への協力依頼等々、工事の段取りについての、先ほども、前段のあれでもありましたけれども、そういう意味での説明会ということは、JRさんも考えているようなので、それを実質的な形で、例えば環境も含めた大きな説明会というふうなものに変えていくような働きかけをしていかなくてはいかんのかなというふうに思います。

○3 番 (小池 厚) そうですね。私も、大上段に構えて原則的な話をするのもいいかと思えますけれども、実際に、今、村長、お答えいただいたようにですね、工事の説明会でそこら辺も追求できると思えますので、特に、私、出ております渡場の信号のところですね、あそこは、どうしても出てこなければならない所でございます。あそこに12軒ぐらいですかね、実際にご高齢になっている方もおりますし、小さいお子さんも、グリーンラインですかね、ベルトですかね、つくりまして、歩道がわりにして通るような形もやっていたりしている中でですね、本当に、今、村長、言われるように、ちょっと環境としては非常に悪くなるってということが想像できますので、そこら辺、ぜひですね、工事説明会で具体的な話を持って行っていただきたいというふうに考えます。

次にですね、3番目として、きのうも村田議員のほうでお話がちょっと出ましたが、残土運搬の関係でですね、その工事の説明とは別にですね、残土について、県のほうでですね、取り組んでいると思うんですが、(4)にも関係しますが、具体的にどこら辺まで、その後、進んでいるか、そこら辺をですね、お聞きしたいと思います。

○村 長 県のほうでは、企画部の交通生活課リニア推進室が、このリニアのもろもろについて調整をすることになっておりまして、特にトンネル等から発生する土に関しましては、上伊那、下伊那、木曾、それぞれの広域連合ごとに建設発生土活用に関するワーキンググループというものを設定をしております。早い段階で、1回、一度、

そのそれぞれの基礎自治体ごとに想定が可能な場所について箇所出しをしてもらえんかというような依頼があって、前の議会でも申し上げたとおり、中川村としても、考えられる場所としてはこういう所があるかなというのは出しています。ただし、それは、本当に、具体的にそこで何をするとか、あるいは地元の皆さん方の意見を聞いて了解をして抱いたとか、そういうものではなくて、まあまあ、最初の軽いキャッチボールのような感じの問いかけだったので、そういうものですけども、そののところからそんなに進捗をしていない、余り具体化をしていないというふうなことがございますので、なかなか、この辺のことも、しっかりと県のほうでリーダーシップをとっていただいて、受け入れについての、その活用の部分だけではなくてですね、そのことによって、まず、その第一の、何度も繰り返していつている環境問題について、しっかりと、その運搬について、環境に対する不安を払拭するようなことを全体にJRと県とでやっていただいていますね、これだったら受け入れてもいいな、安心できるな、万が一、その受け入れた土の中で、その放射性のウランが出るという話もありますし、あるいは重金属が出てきた、ヒ素が出てきたというふうなときにも、畑に入れて、畑が使いなくなるような、そんなことになった場合はどうするのよというふうなところまで踏み込んでもらって、安心感のある、その受け入れの条件みたいなものを、まず、県がリーダーシップをとる、運搬についてもそうですし、つくっていただいて、その上でしっかりと受け入れ先を決めて配るというふうなことをしていただかないといかんということですけども、その辺のリーダーシップが、大変、今のところ腰が引けている、県のほうの腰が引けているなというふうな感じを持っておって、先日の広域連合正副連合長会でも、ほかの副連合長からも、その辺について県の姿勢をただすような意見をたくさん出していただいたので、大変心強く思っているところですが、そういう形で進んでいくようにしていただくことを希望するし、そうであらねばならないと思っています。

○3 番 (小池 厚) 今(5)のほうまで、ちょっと答えていただいたんですけども、私として、村の考えている候補地と重なっているかどうかかわからないんですけども、具体的にですね、私、今、考えられるところとして、村内でも、私、箇所あると思うんです。その場所はですね、ほかの事業を取り組むことによって、その土を盛って後ですね、その場を上げる、それで、そこへですね、ほかの事業を取り組むことによって使い勝手がよくなるような、そんな可能性のある所もございますので、村長、言われるように、大前提の、そういった環境とか、そうですね、土の中身についていいですか、そこら辺の影響のないような土地にしてもらっていった、そういった取り組みも、もちろん大事でございますけども、候補地を、ただ単に土を寄せるんじゃないで、その後、やっぱり、生活の利便性といいですか、使い勝手のよくなるような、そういった事業等を取り組むことによってですね、なるべく、その地元のほうで、ただ受け入れたわ、へばい土だったということじゃなくて、その後も使い勝手のいいような、生活環境のよくなるような、そんな事業もあわせて取り組んでいただくような形に持って行っていただきたいと考えるわけです。そこら辺の、村

長がそこまで踏み込んでって言いますか、さきのことは言われなくてもいいかもしれませんが、あえて、ここで、ちょっと一言お聞きしたいんですが、村内の、例えば候補地、あるいは、そういった所に対して、他の事業を持ってきてですね、具体的に、そのよくしていくというような、そんな考えはお持ちでないかお聞きしたいんです。

○村 長 廃土の受け入れにつきましては、昨日も申し上げましたけども、まず、量的の膨大なものが出てくるだろうと、先ほど申し上げた県のほうの調査、どれくらい受け入れられますかというところでは、JRが言っている量の半分ぐらいしか手が挙がっていないというふうな状態であります。そしてまた、それは、上下伊那、それから木曾も含めてというふうな中ですので、かなり遠いところも手を挙げているかと思えます。それだけ遠いところだと運搬にお金がかかるわけですから、もし、中川村で受け入れられるとしたら、もう、JRとしては非常に、大鹿村も受け入れるでしょうけども、そんなに量はないと思えます。中川村で受け入れられる量もそんなにないかもしれないけども、それを中川村で受け入れられたとしたら、JRとしては大変ありがたいことだと思います。というか、全体的な量からして、とにかく、何とか、その回収先——回収先というか、行き場を探さないとトンネルが掘れないというふうなことに、きつとなるかと思えますので、だから、そのことについては、余り早くから欲しい欲しいと手を挙げて、その足元を見られるような交渉はいかなものかなというふうに思えます。

それからまた、何か平らにしたとしても、そこで何をするのか、おっしゃるとおり、小池議員のおっしゃるとおり、何かそこでこういう形の活用をするんだというものが、ビジョンを明確につくった上でないと、平らにしたはいいけども、草刈りだけしていますみたいなこととか、あるいは、もう塩漬けの場所になってとか、せっかくの景観が壊れたとか、そこにはホテルがいたのになくなったとか、いろんなことが、かえってマイナスのことも、当然、起こるわけですので、どういうところで何をして、そして、それをどういうふうな活用をして、どんなメリットを村民の皆さんに生み出せるのかというふうなところまで踏み込まないと、単に、あそこを平らにしたら道路がぴゅんと真っすぐ行けていいんじゃないかというぐらいのことで手をつけるんじゃないかと、もう少ししっかりと、こう、構想を深めて、使い道も利用方法も考えた上でやっていかなくちゃいけない、そういう意味で、じっくり時間をかけてやっていっても、交渉上、有利になるだろうし、そしてまた、そこも生かすような形でできるかと思うので、じっくりと腰を据えてやっていったほうがいいんじゃないかというふうに思えます。

○3 番 (小池 厚) 実は私も、先日ですね、後輩っていいですか、県のほうにですね、話を、ちょっとお聞きしたらですね、村長の言われるように、これは交渉術っていいですか、そういうことにもつながっていくと思うんですが、やはり、入れてやるっていうのと、入れてほしいという、それでは全然その立場が逆転するわけございまして、条件も言えないというふうな、そこら辺にも関連してまいりますので、これは、行政のほうにお願いすることになると思いますが、そのタイミングとか、

そこら辺は、これから、いろんな方の考え方があってですね、急いでいなくてもいいと思いますけれども、具体的にですね、今からでも、そういった地もとに、そういった組織をつくるなりしてですね、将来的な、そういった受け入れの後ですね、構想とか、そういうものは今からでも練るような、そういったような取り組みをですね、していく必要はあるというふうに考えます。そこら辺、もう一度、地元単位、村内のですね、例えば受け入れ地なら受け入れ地の、要するに、その振興策といたしますか、そういった組織を立ち上げていくっていうのは今からでも遅くないと思うんですが、いかがでしょうか。

○村 長 先ほどおっしゃったとおり、交渉事、JRとの交渉事で、早くちょうだい、ちょうだいと言ったら、ざざざと置かれて終わりだけでも、もう、最後に、これだけどっかが収容してくれんと工事ができんから困りますというときだったら、例えば表土にもちゃんと農地の土を入れて、ちゃんとあれもつくれよとか、例えば水の水路もつくらんと困るみたいなことも言えるようになるかもしれないし、だから、その辺は、やっぱり、その困り具合とのタイミングっていうことは大変大事なことかというふうに思います。そんなことなんで、とりあえずは、まず、中川村を通らないう運び出せないという、そういう、きのうも申し上げました肝の部分のボトルネックを中川村が握っているということですので、まずは住民環境を守らせる、それは、中川村だけじゃなくて、ほかの関係市町村に対しても同じ基準になれば、中川村として貢献できる、広い住民に貢献できるわけです。そういうことも見据えながら、しっかりと、まず、環境を守らせることに全力を挙げて、その上でですね、それがしっかりとできたときには、安心して受け入れられるっていうことになればですね、その次のときに、また、それも交渉のタイミングを見ながらですね、そこまで言うんやったらしようがないなあみたいな形で、じゃあ、置かせてやってもいいけどおみたいな形、そのかわりみたいな、そんな形の話ができるようなタイミング、だから、遅くはないんじゃないかと、早過ぎるかもしれない、余り慌ててやると、だから、もう少しゆっくり、じっくり、表面化、表面的にそういう動きを出すのは、もっと後でもいいんじゃないかなというふうに思います。

○3 番 (小池 厚) 私が、ちょっとせっかちなせいかもしれませんが、どうしても、このリニアの建設については避けて通れない問題でございますので、あくまでも地元がですね、この一時的な不便さはあるにしてもですね、環境への影響の悪化を極力減らす、また、ないようなことをお願いしながらですね、その後、その次にあるですね、恩恵を多く被れるような、そういった取り組みをですね、していただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

次に、1番 中塚礼次郎議員。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました介護保険制度改正に対する考えと対応、2点目として、特定秘密保護法についての、この2点について、中川村村民に対して非常に大きな影響を及ぼすものという問題として質問をいたします。

介護保険制度の見直しを検討している厚労省は、10月の30日に介護保険で要支援と認定される高齢者150万人を対象とするサービスの総利用額に上限を設けて伸びを抑制する方針を打ち出しましたが、サービスの切り捨てに反対する世論と運動に押されて、11月の14日、150万人が認定を受ける要支援向けの介護保険サービスを廃止し市町村の事業に全面的に移すとの方針を撤回する考えを社会保障審議会介護保険部会に示しました。撤回にはなりましたが、厚労省は、自己負担を含めた介護保険の総費用は2013年9.4兆円から25年には21兆円になると試算をして、そのための要支援者向けサービスを市町村の地域支援事業に移して伸び率に上限を設定、75歳以上の人口増加率3～4%に上限を合わせるにより削減をする考えを示しました。25年に見込まれる要支援者向け事業費、約1兆円から約2,000億円も削減されることとなります。このため、訪問介護の専門のホームヘルパーは身体介護などに限定され、掃除や洗濯などの生活支援は廃止し、ボランティアやNPO、民間非営利団体にゆだねられ、生活の全体を見て支えるヘルパーの役割は失われます。通所介護では、専門介護労働者が働く既存事業所を機能訓練などに特化し、認知症予防の交流は高齢者自身によるサロン、集いのようなものに解消する、家族の負担を軽減する預かり機能なども市町村の裁量にゆだねられ、専門性を持った職員による支援は受けられなくなります。市町村によってサービスが提供されない場合は、利用者が個人負担でサービスを受けるしかありません。サービスがあっても、予算が抑えられるもとの、事業者は安い単価で引き受けざるを得なくなり、経営や労働者の賃金にも大打撃を与えるものであります。市町村の事業に全面的に移すとの方針は、今回は撤回にはなりましたが、いずれまた数の原理で出されてくることが非常に懸念されます。介護サービスの中心的なサービスの投げ捨ては介護難民を増大させるものです。また、上限の設定はサービス抑制につながり、要支援者の重度化を招くおそれがあります。そういった中で、このことについて村の考えをお聞きます。

○保健福祉課長

介護保険制度発足の西暦2000年、平成12年当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者人口であります。現在は約1,500万人となっており、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年、平成37年には2,000万人を超えると予想をされております。介護保険のみならず、社会保障制度全体がこれまでどおりではやっていけないということは共通認識と言ってよいのではないかとこのように思います。

今回の介護保険制度の見直しの議論は、3年ごとの定期点検的な見直しではなく、後期高齢者2,000万人社会を見据えての戦略的な見直しの色合いが強いと感じております。

要支援者向けのサービスを保険給付から市町村事業に転換するという点が大きなインパクトを与えておりますが、その結論に至る前提である地域包括ケアシステムのことが余り出てきておりません。重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指してお

り、これまでも制度改正が重ねられてきましたが、2025年に向けて、国は、これを本格的に加速させようとしております。地域包括ケアシステムは、地域の自主性、主体性に基づいてつくり上げるもので、社会保障制度改革国民会議の報告書で21世紀型コミュニティの再生と位置づけられておりますように、地域づくりの問題と言えると思います。今回の制度見直しは、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保という2点を基本的な考え方として示されているということでもあります。

先ほどお話がありましたように、上限設定がサービスの抑制につながって、要支援者の重度化を招くのではということでもありますけれども、高齢者人口の増加は避けられないことなので、介護保険制度の存続のためには過剰なサービス利用というのは抑えなければならないわけですが、必要なサービスが受けられないということはあってはならないというふうに思います。上限というものが設定をされるとサービスの抑制というのが生じてくるというような可能性はあるかというふうに思います。

以上です。

- 1 番 (中塚礼次郎) 介護保険制度の見直しを検討しています介護部会の最終報告素案が、この11月の25日に明らかになりました。厚労省が示した介護サービス費用の4割を占める訪問看護やリハビリなどについては、引き続き介護保険によるサービスを継続する一方で、要支援の人向けサービスの一部、訪問介護と通所介護を市町村に移す案など、基本的に容認されました。厚労省は、部会が12月下旬にまとめる最終報告を踏まえて2014年の通常国会に介護保険法の改正案として提出がされます。厚労省は、訪問介護やリハビリ、訪問入浴介護などの全国一律の保険給付として残さなければ支障を来すとして、市町村に丸投げしてボランティアなどに賄わせるという従来の方針の破綻を認めた結果となったわけであります。支障を来すというのなら、訪問介護と通所介護だけを保険給付から外してよいという理屈は成り立ちません。地域格差が生まれる上に、ボランティアによるサービスが本当にできるのでしょうか。今、課長が申されたように、事業費の上限についても、行き過ぎた抑制につながるおそれは十分に考えられます。このことについては、課長が答えとして触れましたので、お答えのほうは結構であります。

また、厚労省は、訪問介護と通所介護を市町村にゆだねて、事業者の報酬の引き下げやボランティアへの丸投げなど、サービスを切り下げる方向について固執しておりますが、村としての対応をどう考えるかをお聞きします。

- 保健福祉課長 ボランティアにサービスができるかという点でありますけれども、予防給付の市町村事業化につきましては、その単価設定につきましては市町村ごとになるかというふうに思いますけれども、事業者に委託をする場合には、サービス内容、金額とも、ある程度、平準化されていくのではないかというふうに思っております。

地域格差が顕著にあらわれるとすれば、事業者以外が提供主体となる互助的な生活支援サービスというのが考えられますが、自治組織ですとかボランティア、ある

いは元気な高齢者が、この担い手として期待されている分野で、地域ごとにさまざまな形態があり得ると思います。介護サービスをボランティアでということではなくて、あくまで地域づくりの担い手という位置づけで考えております。

それから、訪問型、通所型のサービスにつきましては、現在の報酬以下で設定するとされているので、質的には切り下げになる可能性がありますけれども、サービスが不足する場合には、現在、行っている高齢者生活管理指導員等派遣事業の拡充というのでも検討していかなくてはならないというふうに思います。

ボランティアに関しましては、先ほど述べましたように、介護サービスの担い手という捉え方ではないので、サービスの切り下げというふうにはならないかと思えますけれども、自治組織やボランティアが活躍し始めると、あれもこれもということが要求されるようになる可能性はあるかと思えますけれども、コーディネーターの役割というものは重要でありますし、有償ボラというのでも必要になるかもしれないというふうに思っております。

○ 1 番 (中塚礼次郎) 介護保険部会が容認したことで、利用者に負担増と給付の減を求める厚労省案がそのまま法案に盛り込まれる見込みと、見通しとなりました。素案は、要支援の1と2と認定された人を対象に、国が実施している訪問介護、通所介護事業を市町村にゆだね、15年の4月より段階的に移して17年の4月には全市町村で実施、事業費は引き続き介護保険から出し、先ほど申しておりますように上限を設定して、3年ごとに使われ方などを検証するというふうにしております。介護保険サービスの利用者負担は、現在の1割から一定以上の所得のある人のみ2割に引き上げ、引き上げの対象をひとり暮らしの人で年金収入が年280万円以上と年290万円以上の2つの案が検討されております。

特別養護老人ホームの待機者対策では、入所者対象を原則として要介護3～5の中重度の人に限定、要介護1・2の人は特養以外での生活が著しく困難になる場合に特例として認めるとしております。このことは、介護者を抱える家庭や家族にとって大変重い負担を背負わせることになることでもあります。

また、低所得の特養入所者向けの居住費、食費の補助の基準の見直しも検討されておりますし、ひとり暮らしで1,000万円を超える預貯金があれば補助をしないなどとする点も検討がされております。

40歳以上の国民は、介護や支援などの必要があるようになれば保険給付を受けられるという前提で介護保険料を支払い続けています。

私は、要支援などの改悪案はきっぱりと撤回し、介護を受ける人も支える人も安心できる介護制度の確立に転換すべきというふうに考えますが、村の考えを聞きます。

○保健福祉課長 ご指摘のとおりかというふうに思いますが、先ほど言いましたように、後期高齢者が2,000万人となっていく社会を見据えますと、介護の制度を保険で賄っていくためには、この給付の見直しというのが避けられないのではないかというふうに思っておりますし、要介護認定者が必要な介護を受けていけるようにするため

に、できるだけ互助の力を発揮していこうというのが、こういう、だんだん流れではないかというふうに考えております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 今までの課長の答弁で村の考えは理解いたしました。厚労省が一たん出したものを撤回するという中には、この介護保険制度に対する不安や必要性をする圧倒的な運動と声があったというふうに思いますので、村としても、全面的ということではなくて、少しでも介護を受ける人や家族や、そういう人たちの思いを酌むような形で取り組んでいく姿勢が大事だというふうに思いますし、要望をいたしまして、この件に対する質問を終わります。

次に特定秘密保護法案についての質問であります。

安倍首相が国民の安全を守るための法案と言う特定秘密保護法案が 26 日の衆議院の本会議に緊急上程され、自民、公明、みんなの党の賛成多数で可決されました。十分な審議のないまま、9日の夜、参議院本会議で可決、成立しました。特定秘密保護法案とは、ごく限られた特定に秘密を守るだけの法案ではないぞ、国民の知る権利を侵害するおそれがある、多くの国民が不安や懸念を持ち、希代の悪法採決を強行する安倍内閣の数による暴走に抗議する市民の声が、連日、国会を包囲し、大きく各地に広がりました。

3・11の震災による福島原発事故により原発に対する不安は国民の中に多く広がり、事故を心配して原発に対する情報を得ようというふうなことで調べたり、突然、警察の取り調べを受けたり、また、米軍基地被害に対する調査活動等と呼ばけたりすることも、この法の対象となります。

この上伊那は農民闘争の長い歴史のある地域であります。昔の米価闘争のようにデモや集会で大きな声を出したり、シュプレヒコールをするなどの行動は、石破幹事長がもりましたが、テロ行為ということでみなされる危険があります。

私は、この秘密保護法が国民の目、耳、口をふさぎ、憲法が保障する基本的人権をじゅうりんする新しい治安維持法であることが明らかになったというふうに思っています。そして、その矛先は、将来に夢を持つ子どもや孫、国民全体に向けられていること、声を大にして訴えたいと思います。

特定秘密保護法に対する村長の考えをお聞きいたします。

○村 長 大変大きな問題で、いろんなことを思うわけなんですけども、特には、いろいろマスコミ等でも雑誌等々で書かれていますけども、沖縄返還に関する密約っていうのがあって、それが1971年にスクープという形で報道されたんですけども、政府は密約の存在を否定し、その記者の西山記者さんは国家公務員法違反で有罪判決を受けました。ところが、米国、アメリカではですね、公文書が機密解除されて、その密約の存在を示す文書が2000年に公開されました。なおかつ、米国との交渉に当たった吉野外務省の、元外務省アメリカ局長も、私が携わって密約を結んだんだということも証言をされておられます。にもかかわらず、日本政府は2010年になるまで、そういう密約は存在しませんと言い続けた、米国、アメリカサイドで、その情

報公開法に基づいて文書が公開されたにもかかわらず、その後、さらに10年間、日本政府はうそをつき、しらを切り通してきたというようなことがありました。この件については、政府だけの問題ではなくて、司法のほうにも大きな問題があって、そのアメリカのほうで密約の存在を証拠立てる文書が出てきたということで、西山記者が国家賠償請求訴訟を起こしたんですけれども、その密約云々の問題には司法は触れず、形式的に、もう何年間過ぎているからというふうなことで門前払いをして、繰り返し形式的な手続で訴えを棄却するというふうな形で密約問題から逃げたというふうなことがあります。それからしばらくしてっていうか、つい数年前に、沖縄国際大学ですか、あそこで米軍のヘリコプターが墜落をしたというときに、日本の警察も行ったし、当然、司法、地元の報道なんかも何が起こったのかって取材しに行こうと思ったし、野次馬も入ろうとしたけども、そこは、米軍が、そこに来てといますか、線を張って、その中に日本の警察さえ入れなかった、なぜだと、ここは日本のあれじゃないかと、大学の構内じゃないかという話を幾らしても、米軍は力づくで排除すると、それは、結局、日米地位協定というものがあって、それによって、そのことが米軍の権利として保障されている、だから、今の沖縄の基地問題への苦しみというものも、もともとどこに根っこがあるのかというふうなことを考えないと、現状をどう理解するのか、あるいは将来をどう考えていくのかというふうなことを考えていく際に、もともとのこれまでの経緯、歴史というものがわからなければ正しい判断はできないわけなんですけれども、国民に対して、そういう歴史的なこと、何が行われてきたのか、そういう積み上げがどうなのかということが伝えられない、隠されるっていうふうなことになるってききます。ほかにも本当にたくさん問題点が言われているわけなんですけれども、そういう意味で、本当に民主主義の国民自身が考えて決めていくという民主主義の基本を崩壊させて、一部の情報を握っている人たちが何も知らない人たちをコントロールするという、そういうふうなことを目指すものだというふうに思っております。民主主義に反するものだと、日本は、しかし、結構、どこかの国と違って、いろんな報道もされているじゃないかと、大丈夫だよというふうな声もちまたには聞こえるわけなんですけれども、例えば、国境なき記者団というところがグローバルな運動ですけども、そこが世界の報道の自由度指数というもの、ワールドプレス・フリーダム・インデックスというのを出しています。きのうも、ちょっと触れましたが、それが、2013年の報告が、13年度の順位付っているのが最新のものなんですけれども、その中では、世界179カ国中、日本は53位、先進国の中では、当然、もう最下位ですね、そのような報道の自由度だというふうに国際的には評価をされて、全く日本の報道の自由度は先進国としてはお寒い限り、恥ずかしい限りというふうな状況です。日本人は、日本は報道の自由があっというねと思っているけども、全然そんなことはないというのが世界の目から見たところでございます。

主権在民、国民主権の国であれば、国民がすべて情報を知った上で判断し、選挙投票するというのが筋でありまして、国民に仕えるべき官僚や政治家が情報を独占

するという事は許されない、民主主義のそれが大原則であるというふうに思います。

確かに、一部には、すぐに公開できない情報もあると思いますが、それには、しっかりとたがをはめて、最小限度の範囲にとどめ、一定期間後には公開するという仕組みと、それを監視し担保する仕組みが必要だと思いますが、今回の特定秘密保護法では、秘密の妥当性をチェックする仕組みもしっかりしていないし、範囲があいまいで、官僚が知られたくないことを恣意的に隠すことが可能になっています。秘密なのだから、何が秘密かもわからない、逮捕されても、どこに触れたのから逮捕されたのかもわからないというようなことで、運用次第でどうにでもできる法律、そういう法律は、基本的に運用に任された法律というのは法律として欠陥商品だというふうに思っています。にもかかわらず、それをなぜ急ぐ必要があるのか、なぜ急ぐ必要があるのかを問うこと自体が、もう既に秘密保護法、なぜ、それは秘密なんだと、なぜ急がねばならないかということ、そこに秘密があるというふうな、そういうようなこととしか考えられないぐらい急いでいます。きょうの新聞だと、13日の日に、秘密保護法は、何ていうんですか、公布？公布されるというような段取りで、もう既に動き始めているというふうなことを聞いています。本当に、何か、こう、きのうのNHKで繰り返し、繰り返し流された安倍首相のあれでは、説明が十分じゃなかったので反省しておりますと、これから運用についてしっかりと主体性をつくってまいりますという話をしていましたが、13日には、もう公布をするんだというふうなことで動いている、何がどこで反省をして、どこでちゃんとした、完全な、不完全な欠陥商品の法律をちゃんとした法律に変えていこうとしているのか、その辺のことが全く、言葉とは裏腹に、やっていることとは全然違って、もう、非常に焦りまくってやっていると、なぜ焦っているのかっていうこと、それを聞いたらいけません、それは秘密ですというようなことかと思えます。

危険性を、先ほど、いろいろ原発の問題もおっしゃいましたけど、原発が、ちょっと、こう、心配なところがあるよというふうなことを研究者が指摘したとしたら、それはテロの誘発だというふうなことになるって逮捕されて、でも、先ほどのとおり、何が引っかかったのか、どこが問題なのかっていうこともわからないし、それがなくても、こいつは、ちょっとやばいやつだからっていう、もう、何をしなくても、ちょっと変なことを考えているようだからって引っ張らないかんっていうのが、治安維持法と、それから特攻警察のやり方だったわけですけども、それに近いことに、もう、されていかねない、運用によってはというふうな、そういう可能性を開いている法律だというふうに思います。そんなことでございます。

○1 番 (中塚礼次郎) この秘密保護法は、1つは防衛、外交、それから特定有害活動、要するにスパイ活動の防止、それからテロリズムの防止の、この4分野のうちですね、国の安全保障に著しい支障のある情報を行政機関の長が特定秘密に指定してしているわけですが、ご承知のように、国会での十分な審議も尽くさないで強行採決という形になったわけです。そのことは、秘密法案の危険性を浮き彫りに

していると言えませんが。政府の勝手な判断で、先ほども村長が言いましたように、都合の悪い情報は隠す秘密保護法というのは大変危険です。この秘密保護法の中川村や村民にもたらす影響について村長はどのように考えられておられるかお聞きいたします。

○村 長 今、申し上げたようなことで日本の民主主義に対する影響、有権者が物事を正しく知り、正しく判断するための材料が奪われるというふうな形で大きな影響があるかと思えます。

中川村独特の何か影響があるのかというふうなことを考えてみるとですね、日本国民に等しくじゃなくて中川村だけにというふうなことを考えると、中川村は幸いなことに原発はない、それから軍事施設もないというふうなことだし、どうなのかなというの、直接は思い浮かばないんですけども、例えば、オスプレイが沖縄だけじゃなくて四国を飛んだり、それから滋賀県で訓練をしたりしましたし、今度は群馬県と新潟県でもやるんだというふうな話になっておりますけれども、もともとそのオスプレイの飛行訓練ルートの中には長野県も、何ルートでしたっけ？ブルーの線を書いていましたけれども、そういう形で計画、米軍がつくっている計画ルートの中にはあるので、中川村の上を飛ぶかどうかは知りませんが、恐らく木曾の辺が線には入っていたかと思えます。こちらに飛んでこないという理由はないし、日米地位協定では、その辺のところは米軍の運用次第で何とでもできるというふうなことがあるので、飛んでくるかもしれないし、そういうことに対して、飛んでくるかもしれないんじゃないのか、米軍の何とかではみたいなことが、今、既に公開されているものでさかのぼってっていうことは、まさかないと思えますけれども、これから、そういうことを心配して、いろいろ調べていったりすると、何か尋問を受けるというふうなことがあるやもしれないとは思えます。

○1 番 (中塚礼次郎) 安倍政権はですね、秘密保護法の成立を急いだのは、アメリカから軍事や外交の情報を受けやすくするためだというふうに公言をしておりました。国会に提出した外交、軍事の司令塔と言える国家安全保障会議と一体で成立を目指し、その設置法案も可決されました。日本をアメリカと一緒に外国で戦争する国に変える体制というものを許すわけにはいかないというふうに思います。その点について村長の考えをお聞きします。

○村 長 本当にいろいろ大きな問題をご指摘をいただいて、また、どこからお話ししようかっていうことなんですけど、集団的自衛権というのがアメリカとの関係ということでは一番根っこのところにあるかと思えますけど、集団的自衛権というのは、結局のところ、そのいろんな情報なり武器の、イージス艦だとか、そういう情報のネットワーク、あるいは兵器の更新、例えばコンピューターのソフトウェアは当然どんどん更新していかなくてはいけない、その辺も全部アメリカに握られているわけですから、その緊密化を図るということは、アメリカの世界情報の中の一部をもらって、あるいは、こういう状況だからこういうふうな動けというふうな指示をされてというふうなことで、軍隊の、どういうふうに、総帥権っていうんですか？動かし

ていくかということが、結局、米軍の全体のネットワークの一部を担うという形になっていく、要するに、だから、集団的自衛権っていうのは、アメリカ軍の戦争を日本の若者がその下で戦うんだよという、そういうことになる、それは、情報も武器も、それから兵隊さんも、そういうふうになっていくというふうなことになります。だから、端的に言えば、イラク戦争の大量破壊兵器があったというような予想でもって侵攻したことについても、それは世界への脅威なんだから、日本にとっても脅威なんだから一緒に行かなくちゃいかん、あるいは、それが一緒に行くじゃなくて、例えばベトナムのトンキン湾事件というのがあって、トンキン湾でアメリカ軍が魚雷攻撃を受けたというふうな自作自演のでっち上げをして、それによって国爆、ベトナムに爆弾を落とすと、北ベトナムに爆弾を落とすということが行われるようになったんですけども、戦争は、いつもそういうような理由を上手にみずからつくって、マッチポンプをして、理由づけをして、国民を怒らせて、それで参加していく、議会をそうやってだまして参加していくというふうな形で行われるわけですから、言う、アメリカ軍が攻撃を受けたから助けに行くというのが本当にそうなのか、どうなのかっていうのは、本当にそれだけの情報網を持ってみないと判断できない、そういうふうな形で仕組まれた戦争に日本の若者を行かせるというふうな、そういう本当に下請軽視を供給する条約だというふうな思っているのも、非常に、その日本の若者をそんな形で差し出すなんていうことは、普通、考えられない、外国のために日本の若者を提供するというような、非常に、ある意味、これ以上この場で言うのは控えますが、国にとってどういう存在なのかなというふうな思います。

それから、もう1つ、今、特定秘密保護法のことですけども、来年度には国家安全保障基本法というのが上程されるというふうなことが報道されておりまして、その中では、基礎自治体、市町村の責務というふうなことが、市町村はこれをしなくてはいけない、あれをしなくてはいけない、こういうことを国民に、住民にやらなくてはいけないというようなことが何度も書いてあります。だから、基礎自治体が、本当に、そういう、この流れの中に巻き込まれ、役割を押しつけられてくるというふうなことが準備されているというふうな話、これは、恐らく雑誌にも報道されていることなので、特定秘密には当たらないと思いますので申しあげましたけども、そんなふうなことも進められているというふうなことで、これから目白押しでそういう体制が着々とつくり上げられていくというふうな感じがあるので、非常に危機感を持っているところであります。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、この法の非常な危険な部分について触れられて答弁がありました。

私は、日本の民主主義と国民の知る権利を守るためにも、この秘密保護法を必ず廃止、撤廃されるべきだ、するべきだというふうな考えるわけですが、村長、その点については、お答えをお願いします。

○村 長 そうと思いますが、なかなか、そのためには、いろいろと、いろんな波を起こさねばならないし、また、波の返しもあるだろうしというふうなことで、非常に長い時

間をかけたあれが必要かなというふうに思います。この間、映画を見て、レ・ミゼラブルという映画があって、なかなか感動的だったんですけども、あれを見てみると、やっぱり、そのギロチンがあった後もですね、そこから先もですね、本当の安定したフランスの国民国家が完成するまでには、もう、すごい、非常に長い間、紆余曲折を経て、民衆というか国民が国家の主権をきちんと把握するという状況が生まれる、それまでには本当に歴史的にいろんな動きがあって、ありました。だから、日本も、これまでも、本当の意味では国民国家ではなかったというふうに思いますし、国民主権の国にしていくために、1つの大きな山だろうと思うし、それを乗り越えていかななくてはいけないのかなというふうに思います。

ただ、土曜日にちょっと行ってきたんですけども、例えば渋谷では、すごくたくさんの人たち、それも今までデモをするような人じゃないミュージシャンだとか若い人たちが、非常に熱い、同時に楽しいデモをやっておりました。そういう新しい動きも出てきているので、そういう問題意識を持った若い人たちの自由な運動というのも期待できるところだし、そういう意味でいくと、本当に意識のある人たちも一方で育ちつつあるなというふうに思っておって、それを抑え込もうとする特定秘密保護法案と、おかしいんじゃないのというふうに自由に表現していく若い人たちとの間の、これからせめぎ合いが、しばらく何年間か続くんじゃないかというふうに思います。

○1 番 (中塚礼次郎) どうも。私は、今、国が進もうとしている方向について、村民の、本当、安全と安心、生活を守るというふうな立場で責務を負わされている一人として、まずい方向に対しては大きな声を上げていくというふうな立場を守っていきたいというふうな決意も含めまして、私の一般質問を終わります。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分とします。

[午前10時21分 休憩]

[午前10時40分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、さきに通告いたしました村内施設の利活用の検討を、生活保護基準見直しによる村民生活への影響は、福祉灯油事業実施の考えはの3点についてお聞きしたいと思います。

最初に村内施設の利活用の検討をということで質問いたします。

村には、庁舎を初め基幹集落センター、文化センター、サンアリーナ、社会体育館、歴史民俗資料館、アンフォルメル中川美術館など数多くの施設があります。建設当時は、その目的によって必要とされ、建設され、活用されてきた歴史があります。

しかし、現在は、余り活用されなかったり、目的内の形で利用されている施設もあります。

今後、こうした施設の利活用について、維持管理、運営、利用方法についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

1 点目としまして、施設を維持管理することは財政面での負担にかかわることであり、現在の村の施設の中で管理方法の変更または解体などを考えている施設はあるかということです。

ちなみに、総務省では9月1日現在で公共施設の解体調査を行ったと新聞報道がありました。村でも回答した建物があるのかお聞きしたいと思います。

○総務課長 今おっしゃられた調査については、総務課を経由してまいるかと思いますが、回答した建物については、現在のところございません。

○9 番 (竹沢久美子) さきに申しました現在の村の施設の中で管理方法の変更または解体などを考えている施設はありますか。

○総務課長 ご承知のとおり、公共施設につきましては、管理を行う場合にですね、直営で管理する場合と指定管理者を指定をして管理をさせる場合というふうに2つあるわけでございます。その中のうち指定管理の対象になっているもの、幾つかございますが、村として直営をですね、指定管理にする、あるいは指定管理施設を逆に直営施設に戻すといったことについての管理方法の変更という点で考えている施設は、今のところありません。

昨日、獣肉の加工施設についても条例を可決いただきましたけれども、管理委託をするこの施設につきましても、管理委託をする方法で検討している段階でございます。公共施設で管理方法の変更を考えている施設は、現在のところ、村長部局のほうではありませんので、まず、お答えをさせていただきます。

すみませんでした。解体ですけれども、公共施設で解体を考えている施設については、村長部局の管理をしている施設に関しましては、今のところございません。

○9 番 (竹沢久美子) 今の答弁で、管理委託とか指定管理にしてあるとか、それからまた直営に戻すとかの行き来はあったりするけれど、解体を考えている施設はないということですが、相当古い建物もありまして、こうした面での、村は非常に積極的に耐震に対しては取り組んできておりますけど、耐震基準などの安全基準はクリアされているかどうかお聞きしたいと思います。

○総務課長 公共施設につきましては、ご承知のとおり、昭和56年の建築基準法の改正によりまして新しく新耐震設計に基づいて建築をするようにというふうになったわけでございますが、それ以降の施設については耐震基準を満たしているところであります。

昭和56年以前の建築物につきましては、1つは、本庁の庁舎棟、それから建設水道課棟、基幹集落センター棟、これにつきましては、耐震改修促進法で定めます耐震指標の判定基準、これ、0.6という数字のようでありまして、これを超える0.7という数字を満たす改修設計を行いまして、それに基づいて耐震改修工事を平成18・19年度に完了をしております。

また、昭和51年、53年、54年度に建築をいたしました公営住宅でありますけれども、これにつきましても、平成24年度に耐震診断を行い、耐震基準を十分満たし

ているということを確認しておりますので、現在、先ほどから繰り返になります
が、私どもというか、村長部局のほうで把握をしております公共施設については、
現在のところ耐震基準を満たしているというのがお答えでございます。

○9 番 (竹沢久美子) 耐震基準や防火設備なども含めてですけれど、安全基準はクリア
されているということで、村民が、平常、使っていただくことには安心して使用し
ていただけるということで、了解しました。

それでは、3点目の問題ですけれど、9日の一般質問で7番議員が同じ内容で質
問しておりますが、若干、私の立場でお聞きしたいと思います。

歴史民俗資料館の件ですが、これは、昭和57年に建設されたものですが、監
査の指摘事項で展示スペースが少なく、高齢者が利用しにくい、高齢者創作館、昭
和53年の建設ですが、周辺もあわせ一体の利活用の必要ありと言われております。

また、私たち厚生文教委員会でも同様の意見が何度も出されております。

武道館が昭和53年、青年婦人会館が同じく53年、弓道場が56年、それから茶室
が57年、古代住居57年と、いずれも施設が建設時より30年以上を経過してありま
す。テニスコートも大変荒れて、段差やひび割れがあり、25年度、使える程度の改
修はされましたが、状態としては満足できるものではありません。

きのうの7番議員への答弁では、村長は、短絡的でなくトータル的に考え、牧ヶ
原全体問題と捉えることが必要だが、農振等の問題もあり、課題が多過ぎてかなか
取り組みないというようなことでした。

また、教育長は、長期的な検討必要で、前向きに検討をするという答弁でしたが、
こうした解釈でよろしいでしょうか。

○教育長 諸施設につきましては、耐震基準等の点につきまして少し補足をしたいと思いま
すので、次長から申し上げます。

○教育次長 教育委員会部局のほうの耐震基準等の安全基準について補足をさせていただきたい
と思います。

近年、大規模空間の非構造部材、骨組み以外の部分ですけれども、耐震強度が心
配されており、改定建築基準法がことし4月に公布され、来年4月に施行されます。
この中では、天井脱落防止対策が強化されることとなりました。対象は6mを超える
面積が200㎡を超えるつり天井となっております。このことから、学校3校体育
館、社会体育館、文化センター大ホールの5施設の天井の耐震診断を本年度に実施
し、必要があれば来年度以降に対策を講じる予定でございます。耐震診断の予定に
つきましては、今年度、補正予算で予算計上させていただいているところでござい
ます。

以上です。

○教育長 諸施設のことにつきましては、ただいまのお話の、お答えのとおりでございます。

歴史民俗資料館等につきまして、昨日、湯澤議員のご質問にお答えしたところ
でありますけれども、ご指摘のとおり、歴史民俗資料館は、現状、展示スペースの点
で、さらに広い展示スペースが必要となっているわけでありまして。しかしながら、

現状では根本的なエレベーター等の設置等は困難という点は、昨日もお話をしたところでございます。

また、収蔵をされている資料は大変貴重なものでありまして、歴史民俗の収蔵品も多く、収蔵スペースの点でも検討していかなければならないところでございます。

このような状態ですので、今後、周辺の建物を含めた総合的な計画を考えていく必要がありますけれども、昨日も申しましたとおり、財政事情もあり、また、建物の耐用年数もありますことから、現状としては、ご指摘のように、高齢者創作館等、周辺施設をあわせて一体化の利活用を含め、関係する委員会等をもとにした検討委員会を組織して検討していきたいと考えております。

○9 番 (竹沢久美子) 村長からの答弁はありませんけど、そういう解釈でよろしいのかと了解させていただきます。

今、私がお聞きしようと思った教育長は検討を前向きにとっているけど、検討委員会の立ち上げが必要と思うかどうかという点については、今お答えをいただきましたけれど、これらの施設の部分的改修、例えばトイレやなんかも高齢者が使いやすいようになったりとか、また雨漏りの補修などは行われておりますけれど、こうしたそのとき、そのときの場合当たりの対応は、結局、最終的には大きなお金を使うことになるのではないかっていうふうに私は思っております。

そうした中で、この貴重な収蔵品、それで、歴史や昔の暮らしの民具などが本当にさまざまな物があり、中には警備の必要なものもありますので、そうしたことも考えていかなければならないんですが、こうした施設は来館者の数やお金だけでは換算できない性格の財産です。また、各地でこうした施設が管理運営できなくなって閉館に至っているケースがあることも承知しております。

2階へのエレベーターの設置も手狭で無理とのことですが、私は、一体をフラットな平屋づくりにして、古代住居も生かし、村の歴史や暮らしを学べる分、機織りや高齢者が集える場所の確保など、総合的に考え、検討されたらよいと思います。

そしてまた、建物解体や建設にどのくらいかかるかというような試算はできておりませんが、やはり、1回、そうした見直しをきちっとすることが必要ではないかと思うのですが、その辺のことについてどうでしょうか。

○教育長 ただいま具体的に方向を示していただいた部分があります。先ほども申しましたように、当面の利用の利活用の方向と同時に、将来を見越しての検討も進めていきたいと思えます。

○村長 高齢者創作館の周辺だけではなくて、いずれは、きのうも申し上げたように牧ヶ原全体、西小学校から高齢者創作館まで含めた中でですね、どういうありようがいいのかっていうこと、いずれはトータルで考えていく必要がある、それは全部更地にするという意味じゃなくて、使える物は使いながら、どんなふうな形にすれば、あそこ全体が、こう、文教地区として、それは、これは、今、申し上げたのは私の個人的思いつきで、まだ、庁内で検討とかはしていないんですけども、あそこは本当に景色もいいし、いろんな文化イベント、スポーツイベントなんかの中心部分で

もありますし、フラットだし、学校もあるしというふうなことで、そんなふうなことを、いずれかのタイミングで考えていく、イメージとしては、チャオ周辺をやったときのような形で、みんなで、こう、考えて、どういうあり方がいいのかっていうのを考えるようなことが必要ではないかなというふうには思っています。ただ、それを来年度やりますとか、そういう話ではなくて、長期計画なんかにも、その辺のことはうたわれてないですよ、うたわれてないし、そういう大きなところでの考え方になっていくんだと、すぐ、おいそれとじゃあというふうな話でもないし、チャオ周辺のときはまち交を利用してというふうな、まちづくり交付金なんかの利用とかもありましたけども、財源のことなんかも考えていかなくてはいけないし、それこそニアだとか、上下伊那が一体化していくというふうなことなんかも考え合わせながら、いろんなこと、あそこだけじゃないですけども、いろんなことを考えていく、いって、布石を打っていくっていうことは、いずれ、あるいはむちゃむちゃ遠い先、非常に遠い先ではない時点で必要にはなってくるかなというふうには思います。

- 9 番 (竹沢久美子) すぐということは無理だと思いますけれど、そろそろこの検討委員会を立ち上げて、本当に長期的な見通しを持って取り組んでいくべきだと思いますので、ぜひ、そうした立場で検討をお願い——お願いというか、検討すべきと思いますので、お願いいたします。

それから、アンフォルメル中川美術館についてですが、開館から20周年を迎え、超えて、現在は指定管理施設になっております。管理組合がさまざまなジャンルの作品を取り上げ特別展を実施しており、来館者も大幅に増加しています。この取り組みは取り組みで美術館に1人でも多くの方に来館していただき、その折にアンフォルメルの作品にも触れてもらえるという点では評価しています。

本年、開館20周年を迎え、特別展が行われました。鈴木氏個人の関係資料から職業としていたフランス映画の輸入業を通じての氏の生きた時代の歴史をも知ることができました。

私自身、アンフォルメルという分野には難解さを感じている一人ですが、5周年の折の今井画伯の「自分の感じたままに描くということがアンフォルメルというか、絵を書くということである。」という言葉に納得しております。現在美術のアンフォルメル分野では非常に貴重な美術館とされております。

中川村の美術館として20周年の節目の年を迎え、文化センターに手つかずの資料が相当数あると聞いておりますが、どの程度であるのか、また、今後、どのような活用を考えているのかお聞きします。

- 教育長 鈴木氏個人の関係資料でありますけれども、書類保存箱に、現在、116箱、大型ポストンバックに1つというようなたくさんの方がございます。昨年、管理組合で資料を10のジャンルに分類して保存箱に収めてくれたものであります。

- 9 番 (竹沢久美子) 今、保管している数を聞き、大変に驚いております。学芸員もいない状況で、管理組合に資料の整理まで求めるのは無理という思いがございましたが、

10のジャンルに分類されているということで、こうした活動には敬意を表します。

開館当時の村長さんだった宮崎さんに建設当時のお話を伺いました。宮崎さんも「20年を過ぎると一般的な建物でも修理が必要となってくる。ましてや毛綱毅曠氏の建築物は独特のものであり、節目の時期であり方など考え、また、検討も必要では。」というようなお話もありました。村として、予算の確保し、時間をかけても資料整理が必要だと思います。昨日の7番議員への答弁で資料整理を進めることとの答弁がありましたが、きちんと予算を確保し、アンフォルメル美術館としての位置づけを明確にしていくべきと思いますが、その辺についていかがかお聞きしたいと思います。

○教育長 ただいまのご指摘のとおり、今回、行われました20周年特別展では、山崎晶子支援学芸員が、これらの資料の調査と、あわせて東京での調査をして展示が行われたわけであります。鈴木氏がフランス映画にかかわった業績と広い人脈について学ぶことができました。この展示がきっかけになりまして、鈴木氏がフランス滞在中に同宿をしていた音楽家の高木東六氏との関係も見えてきたこともありまして、今後の調査が期待されるところであります。

しかしながら、まだ、資料の2割ほどに手が届いたところでありまして、8割ほどが、まだ手がついていない状態であります。今後、支援学芸員と相談し、予算の状況も見ながら、さらなる資料調査に取り組んでいきたいというふうに思います。

○9番 (竹沢久美子) 教育長のほうでは、ぜひ、こうしたことに取り組んでいきたいという抱負を述べられておりますし、ぜひ、予算を立てるほうの部局で、そうした確保をしていっていただきたい、そんなふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○村長 頭で、今回のご質問の頭で、いろんな村内施設の利用という、有効利用をというふうなご提案もいただいております。どういう物が必要なのか、どういうところが利用できるのかみたいなのところも考え合わせながら、財政状況も見合わせながらトータルで判断をしていくということしか、今は、ちょっと申し上げられませんが、そんなふうなことでお許しをいただきたいと思っております。

○9番 (竹沢久美子) これ以上言ってもやりますという答弁はいただけないかとは思いますが、ぜひ、こうした文化施設等は、ちょっとお荷物的な発想もありますけれど、村民の共有の財産でもあります。ぜひ、有効活用に努めていただきたいと思っております。

それでは、2点目の生活保護基準見直しによる村民生活への影響はということでお聞きしたいと思います。

昨年、消費税増税とセットで社会保障制度改革推進法が提案、可決されました。来年4月から消費税が5%から8%への増税により、さまざまな負担が増えます。2013年度の年金の支給額削減を皮切りに、2014年には介護保険の要支援者へのサービスの保険適用外し、これは1番議員の先ほどの質問でもありましたが、政府は方針撤回をされましたが、こうした施策は出てくると思っております。それから、70～74歳

の医療費の窓口負担が1割から2割へ、また、高額医療、先進医薬品の適用外の併用、2015年には国保の広域化、これは、一部、運営権限が移るということですが、県単位になるような方向が出されております。また、医療の窓口負担の引き上げなど、医療、介護、年金など、国民生活負担増のものばかりです。

こうした中で、生活保護費の削減が8月の支給分から実施されております。

不正申請や需給でマスコミや与党から批判がありますが、ごく一部の人の行為だと思います。それどころか、日本では生活保護を利用する資格のある人のうち実際に制度を利用している人は約2割、このことを捕捉率というそうですけど、約2割程度と言われております。諸外国に比べて、フランスでは9割、ドイツは6割というような数字も出されており、こうした数字から見ても、いかに生活困難な状況に置かれているかわかります。

また、今回に引き下げの算出方法についても異論が出されており、こうしたことを考えたときに、非常に生活困難者にとっては厳しい削減だと思います。

また、生活保護の支給額は、地方税の課税基準額や就学援助費など、各種の減免制度の基準となっており、その影響は大変大きいものです。報道では1,000万人に影響ありとも言われております。

村民生活への影響という点で何点かお聞きしたいと思います。

生活保護費との関連は直接ありませんけれど、1点目として、消費税が増税になります。そのことにより水道料金や施設利用料などの影響と住民負担をどのように考えているか、1点お聞きしたいと思います。

○村 長 水道料等については、村としても消費税を国に納めている立場でございますけども、4月以降の水道料について、消費税アップ分をどのように対応するのか、そういうことにつきましては、まず、水道運営審議会のほうで検討をしていただいて、そこから答申というか、アドバイスをいただくというような手続になるかと思いません。それで、もし、料金アップ、ダウン、どちらかわかりませんが、あるいはそのままというふうなこともあるかもしれませんが、改定となれば、7月の請求分からそれが反映されるということになると思います。あくまでも、これを、別に、消費税アップ分を上乗せするために、その考えに基づいてやっていただくわけではなくて、4月以降の料金についてのお考えについてアドバイスをいただくというようなことでございます。

そのほか、ほとんどの利用料につきましては、特に消費税がかかってくる分に直接オートマティックに値段が上がるというわけではありませんけれども、ただ、村のほうでかかるコスト、いろんな物を買ってきたり調達したりするところにはですね、当然、消費税分がかかってくるわけで、その分、コスト増になるのは間違いないわけでございます。ただ、それを機械的にですね、住民負担の上に上乗せするという考え方は持っていないです。これまでと同様ですね、歳入歳出、その辺のバランスをにらみながら、どこに何を使っていくのか、ここはもっと節約しなくてはいけない、ここは増やさねばいけないというふうなことの中でやっていく、そ

の中でですね、公平な負担のあり方とか、筋がきちんと通るかとかいうふうなことを考え合わせる中で、今までと同じような判断の中で、利用料についても、上げる、下げる、変えないというような判断をしていくことになるかと思えます。

ただ、消費税について、こうなることは目に見えた中での国民判断というようなことなので、上がってから、いろいろ慌てるのではなくて、やっぱり、いろいろ、どうということが、消費税だけではなくて、先ほどの特定秘密保護法もそうですけども、自分の投票の結果がどういふ結果を招くのかというふうなことをしっかりと考えて政治参加をしていかななくてはいけないのではないかというふうなことは思います。

ちょっと余計なことになりました。

以上です。

- 9 番 (竹沢久美子) もう、税は上がるということはわかっておりますし、また、村のコストも、もちろん、それに伴って上がるということもわかります。今、答弁にありましたように、ぜひ、最小限の負担という形を模索しながら、ぜひ、公平な判断をお願いしたいと思えます。

続いて、この本題になりますが、生活保護制度に対する基本的な考えはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

- 保健福祉課長 生活保護の関係でありますけれども、あらゆる努力をしても、なお生活に困ってしまう場合に、国がその直接の責任において援助がなされるものでありまして、日本国憲法で定める健康で文化的な最低限の生活を営むためのセーフティーネット、最後の安心であるというふうにしてあります。

- 9 番 (竹沢久美子) 私もそのように思います。実は、生活評論家の吉沢久子さんがこんなことを言っております。

私は、普通の人たち、みんな当たり前暮らしができるようになる社会がいい社会だと思っています。当たり前の暮らしとは、寝る場所があつて、ご馳走ではなくても、ごく普通のお惣菜を整えられる。家族や友人がいて、本を読んだりできる。最近では経済優先の社会になってしまつて、こんな普通の暮らしができなくなつていて残念です。憲法では健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があると書いてあるから、当たり前の願いですよ。

と、こういうことです。

私も、本当に、今、数多くの年末のテント村やなんかを見たときに、ぜひ、こうした言葉が生きてくるような施策をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の8月の支給分の扶助費の減額ですけど、これ、食費や光熱費など、本当に日常生活にかかわるものでございますが、中川村ではどのぐらいの影響があつたかお聞きします。

- 保健福祉課長 生活保護のうちで消費などの生活費に充てる生活助費というのをことしの8月から3年間かけて国費ベースで8.3%削減するとされたところでありますけれども、生活扶助の基準額が6.5%、年末に支給する期末一時扶助の削減、特別控除廃止で、

全体として8.3%の減額ということでもあります。

扶助費につきましては、年齢別とか世帯人数、居住地域などに応じて計算をされるということでもありますので、削減率が異なりますけれども、子育て家庭など人数の多い世帯で影響が大きいとされているところでもあります。

国の試算のほうでは、夫婦と子ども1人の世帯では、ことしの8月には月額3,000円、平成27年度以降には8,000円の引き下げという試算であります。70代以上の単身世帯では、ことしの8月ではプラス・マイナス、ゼロ、27年度以降は1,000円の引き下げといったような試算がなされております。

村につきましては、その扶助費の様子を見てみますと、該当者が5名ほどいるわけでもありますけれども、7月と8月を比べまして、最大でも400円の違いと、減額ということで、ほかの人はそれ以下だったわけでもありますけれども、そんなような状態でありまして、わずかに減額をされたというような状況であります。

○9 番 (竹沢久美子) 金額的に400円というものがわずかかどうかは、また、生活実態によると思います。そうした、今、ご答弁をいただきましたけど、保護基準非引き下げによる、いわゆる課税基準額とか減免制度等への影響は、どのくらいの事業や、それから、予測されるその減額というかは、試算はされておりますか。

○保健福祉課長 影響につきましては、先ほど議員のほうからも話がありましたように、就学援助費の話が出ましたが、生活保護基準を参照としているということで、そういうところにも影響が出ます。

それから、生活保護基準と連動する住民非課税限度額というのを参照としているものとして国民健康保険制度ですとか介護保険制度というものがあるわけですが、先ごろの国の、何ていうのかな、報道によりますと、住民税非課税限度額については据え置くような方針であるかというふうに思いますので、そういったものには影響が出てこないかなというふうには、ちょっと思っておりますが、試算のほうについては、特別はしておりません。

○9 番 (竹沢久美子) 今お答えいただきましたが、制度利用ができなくなる人がどのくらいというようなことも、それでは試算はされておられませんか。

○保健福祉課長 その辺についても試算をしておりません。

○9 番 (竹沢久美子) 生活保護受給者の増は不正受給が増えたからというような宣伝がされておりますが、実態は貧困の広がりによる生活困窮者が増えたことが原因だと思います。行政の窓口で申請を拒まれたり、扶養義務の許可などでDVや虐待などで申請をためらう人も多いと聞いております。

ことし5月、国連の社会研究役員会は、日本の生活保護制度について、申請手続の簡素化、申請者が尊厳を持って扱われるようにすること、また、国はスティグマということですが、これは、生活保護に対する正しい知識がないため保護に対し後ろめたいとか恥ずかしいとかいう意識を持つことだそうですが、こうしたことを解消するために国民に教育を行うことなどを勧告しております。

私、このことを見て、政府がやっていることは、申請手続を水際作戦ということ

で押しとどめたり、それで、申請者が扶養義務者、いわゆるだれでも余り知られたくないというような気持ちを逆手にとったような施策が行われていることは非常に残念だと思います。これからも村民生活を守るという立場で、村としても、制度の周知、そうしたことをぜひ進めていっていただきたいと思います。

続いて3点目の福祉灯油事業実施の考えはについてお聞きしたいと思います。

地球温暖化の影響とも言われ、四季がはっきりしなくなってきました。春は遅霜等で農業にも大きな影響を及ぼし、夏は暑く、地域によっては乾燥し、または、他の地域ではゲリラ豪雨や竜巻の災害が発生しました。秋は比較的短く、大型台風の発生もありました。12月に入って小春日和の日々が続いていますが、長期予報では、この冬は厳しい寒さとされています。

アベノミクスの景気策は上向きと報道されていますが、一部大企業や富裕層には恩恵をもたらしているようですが、私たち一般庶民には何ら実感がありません。それどころか、今、申しましたように、生活保護費の扶助費の減額や年金の支給額削減、また、来年4月からの消費税アップなど、次々に大なたを振るわれ、不安を抱えながら寒い冬へ向かわなくてはなりません。原油高騰による村民生活への影響も厳しくなっております。

郡内でも駒ヶ根市では党の議員団が緊急施策の実施の申し入れを市長に行っております。

また、新聞報道では、南箕輪村が既に実施を決定しています。

当村でも平成20年度、国の緊急対策もありましたが、原油高騰の折に実施をしております。

低所得者、高齢者世帯など、社会的支援の必要な方に福祉灯油の券事業として緊急施策を実施する考えはありませんか。

○村長 福祉灯油の事業につきましては、今お話のとおり、上伊那の北部3町村で計画、進んでいるというふうに聞いております。ほかの様子を申し上げますと、伊那市から南、下伊那も、近隣も、ちょっと調べてみましても、今のところ計画はないというようなことでした。

確かに、おっしゃったとおり、円安、アベノミクスの円安で灯油とか資源価格、あるいは食材の値段が上がってあって、きょうの新聞では物価上昇分を勘案した実質賃金は4ヶ月間下がり続けているんだというふうなことが書いていましたけども、そういう中で、この冬がどれくらいの寒さになるのかということは、確かに心配な部分がありますけれども、前に福祉灯油券を実施したときは、かなり、もっと随分、灯油価格が高騰していたかというふうに思います。また、ことしの冬のどういう天候になるのかというふうなことも、実際のところを、また見合わせながら、余りにも高騰、灯油価格が高騰するとか、余りにも寒いとか、そういう状況の中では、それこそ機動的に対応するっていうことも考えねばならないというふうには思っておりますけども、現時点で福祉灯油券、ことしの冬に、今回も予算を提出しておらないわけなんですけども、すぐにやらなくてはいけないなというふうには考えていま

せん。ちょっと気かけながら、状況を見て見守っていきたいというふうに思っています。

○9 番 (竹沢久美子) 状況を見てということですけど、業者に聞きますと、灯油の仕切り価格は、9月ごろから、もう5円程度、確実に上がっており、これからも上がるんではないかという、A重なんかもそういう状況だということです。そうしたものを見越したときに、やっぱり、施策として、ぜひ取り組んでいただきたい、そんなふうに思います。そうした折には、農業者に対する支援策の検討、それから、地元中小企業等に対する調査や支援の検討、そして、学校関係については補正予算で計上されており担保されるものと思いますけど、学校や教育委員会で連携をとって、ぜひ、気候の変化に応じた柔軟な対応をしていただきたい、こんなふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○振興課長 それでは、農業者、それから地元中小企業などにつきまして私のほうから答弁させていただきますけれども、先ほども村長の答弁にあったように、平成20年は原油価格の急激な高騰を受けまして、8月に灯油1ℓ当たり134円ということになりました。経営を圧迫されている施設園芸農家の負担軽減を図るために、20年度限りの措置としまして、11月から翌年3月まで、燃料の購入に対して1ℓ当たり2円、1農家10万円を限度として村が補助をいたしました。本年の灯油の価格の状況につきましては、ほぼ横ばいから、わずかに上昇してきていますが、現時点では平成20年のような急激な高騰とは必ずしも言えないかなというふうに思われておりまして、現状では補助を考えておりませんが、村長答弁にありまして、今後の状況によっては機動的に対応したいというふうに思っております。

それから、地元中小企業などですけれども、やはり20年に原油価格高騰により燃料費あるいは原材料費の上昇等によって売り上げや収益が悪化し事業活動に支障を生じている事業者の支援としまして、村の商工業振興資金の中に特別運転資金として原油等価格高騰対策資金、これを設けております。内容は、融資限度額が700万円、それから融資期間は7年以内、利率は2.2%ですけれども、村が1.6%分を利子補給し、実質負担は0.6%となります。この制度につきましては、現在も生きており、急激な高騰を受けて収益が悪化した企業が出た場合には利用可能となっております。

以上です。

○教育次長 学校関係の灯油についてご心配をいただきました。ありがとうございます。

25年度当初予算の灯油単価につきましては、92円ということで当初予算を計上させていただきましたが、補正予算の締め切り時点では灯油が105円ということでありましたので、小学校2校、中学校1校について、年度当初に使用見込み量も提出いただいておりますので、その差額について今回の補正で対応させていただいております。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、今の計上は差額によるものだという事ですので、さっ

きも申しましたように、ぜひ変化に応じた柔軟な対応ということをお願いいたします。

今の時点では実施する考えはないということですが、こうした村民の状況もありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時とします。

[午前11時30分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

2番 高橋昭夫議員。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしました1点、26年度予算編成と政策の基本方針についてということでお伺いをしたいと思います。限られた時間ですので、絞ってお尋ねをしたと、こう思います。

村長は、きのうの答弁にもありましたけれども、5つですか、公約があると、26年度に、3期目ですけれども、抱負、また持って予算編成に向かっていると思います。また、3期目ですから、村長に対する期待という物も、私は多いんじゃないかと、リーダーシップを持って大いにやってほしいという声も大きくありますので、そんな面からもお尋ねするわけではありますが、既に平成26年度の予算編成に当たって村長からの指示が出ているかと思いますが、村長が考える26年度の重点施策は何かということをお聞きしたいと思います。

○村 長 村の課題というのは、もう、言わずと知れて、農業や地域の担い手がだんだん減っていくこと、それに抵抗するように地域資源を生かした内発的発展を目指して将来世代が中川村で暮らしていけるようにして、地域を持続可能にすることだと思っています。これは、もう、単年度だけの課題ではなくて、ずっとこれまでも、そして今後も長く続く長期的な課題だと思っています。そして、さきの選挙では、こうした長期的課題にこたえるために新規の農業研修生の受け入れや地区の新たな担い手を地区の皆さんと一緒に受け入れるというようなことを公約にしてきました。そのほかにも昨日のとおり、幾つもの公約がございますけれども、26年度は、これらの公約を実現するための基礎を固めていく、そういう年度と位置づけております。地域おこし協力隊も、この12月から来てくれておりますけれども、来年度は、さらに1名増えて2名になります。地域資源を生かした内発的発展に、これら地域おこし協力隊が貢献してくれることを期待しております。

また、そういう、どっちかっていうと攻めのことだけではなくて、話題になっておりますリニア新幹線工事による生活環境への悪影響を防ぐということについても、最初の交渉の基礎が重要であり、来年度も引き続き大きな課題の1つになるかというふうに考えております。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 当初の予算編成は、各課ごとに積み上げ方式といいますか、もう、これは、その折に村長はいろいろ説明をなされて、各課がその中で何が必要かというような形の調整が行われているかと思います。ただ、3期でありますし、村長も今までは、いろいろ静かにといいますか、冷静にやっておられたかと思いますが、山分として、今、こういう時期に、こういう年を、次年度を迎えるという形の中に置いては、特にこのものを重きにしてというような形で、政策的経費といいますか、トップ段階で、こういうものは、ちょっと盛ってくれと、そして、そのかわり、何かこういうものを従来の中からちょっと減数をしてですね、調整をするようにとかいうような、そのビジョン的なもののお考えというのは持っておられるのか、改めてになりますけど、お聞きしたいと思います。

○村 長 ですので、長期的な課題に基づくところで公約を申し上げておりますので、公約の実現、地域を持続可能にしていく、その中の担い手を獲得していく、地域の内部の可能性を引き出して内発的發展を目指すという、そのための公約、改めてこれとこれとこれと申し上げません。きのうも話題に出ておりましたので、その実現に向けての基礎固めをしっかりとっていくというのが重点かかと思ひます。

○2 番 (高橋 昭夫) 相対的にというお考えかと思ひます。

村の予算は、あくまで第5次の総合計画にのっとり、それを基本に立案、執行されるという方向で動いているかと思ひます。10年間の総合計画、あるいはその後前期5年間の基本計画ということで、今、動いているかと思ひますが、その基本計画設定後における、この時代の変化っていいですか、状況の変化というものは、あの基本計画のもろもろのときには、過疎法の適用、これも切られるんじゃないかという形のもの冒頭に村長からの文言で書いてありましたけれども、その後には地震が、東日本大震災、これは防災対応など大きく変わりますし、今、言われましたリニアの関係につきましても、もう、相当、伊那谷一帯の構想の中での動きかと思ひますか、そういう視点も求められるかと思ひます。あるいは三遠南信、そしてまた、そういうものから、自然エネルギーっていうものもありますし、農業振興策も行政としては大変な動きがあつて、厳しいもの、そういうものがあり、社会情勢、経済情勢、大変大きくなつて、そして、今、この第5次の総合計画を、まだまだそんなに古くないんですけれども、見直してみますと、大変にその古さを感じるかと思ひますか、ちょっと、2年ほど前のことではありますが、時代の逆戻りかと思ひますか、そんな感じがあつて、これを基本にして調整を図るなり、それぞれにご苦心はなされておられるかと思ひますけれども、何か、他の自治体でもそういう形がありますが、特に検討の会を持つなりして調整を図るなりというものを構えて動いているところもあります。その点について、抜本的、中川村第5次総合計画の抜本的見直しは、私は、見直しかと思ひますかですね、そういう部分の考え、そういうことが必要ではないかと、こう思うのですが、村長のその点についての考え方をお聞きしたいと思ひます。

○村 長 第5次総合計画は、先ほど申し上げた村の大きな課題への対応ということもあり

ますし、それ以外の村民生活の全般にかかわってやっていかなくてはならない方向性を定めております。

今、高橋議員が述べられた最近の外部環境の変化によって影響を受ける部分もあるわけですが、総合計画自体は、もっと長い時間軸で大きな方向性を定めているものかというふうに考えております。

とはいえ、第5次総合計画、10年間の計画になっておりますが、前期の5カ年計画、5カ年と後期の5カ年に分かれておまして、来年度で前期計画の5年目が終了するということとなります。再来年度から後期の5年間に入ることになっておりますので、来年度において後期計画を策定していく、現状、どこまでできて、何をしなくてはいけないかということの振り返りをして、後期5カ年計画を来年度つくるということとなります。したがって、その中においてですね、新たな環境変化についても盛り込むべきものは盛り込んでいくべきかというふうに考えております。

○2 番 (高橋 昭夫) 前向きに、意欲的に、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、住民参加の政治についてということでお聞きをしたいと思ひます。

これについては、さきに、私、住民の声を聞くと、そうした住民の生かされた政治と申しますか、そういうことで質問をしたことがありました。その折の村長の答弁は、住民懇談会、あるいは、そうした中に、出る方が限られるという、あるいは、何ていうか、形式になると申しますか、そういうような意味合いをもって余り前向きではありませんでしたし、実際、曾我村政3期目を迎える中であって、住民とじっくり、こちらからも情報提供し、また、逆に、そういう村民の声を聞き拾う、捉えるという形のもの、実態として、今までなかったように、こう思ひます。開かれた自治体、話し合い、交流の中から住民ニーズを求める行政、情報のないところに参加なしと言われ、行政懇談会など、村政へ関心を高め、住民の声を吸い上げる必要性を思ひますけれども、改めて村長の、住民懇談会、そうしたものについてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○村 長 今、高橋議員がおっしゃった情報のないところに参加なしというお言葉は、もう本当にすばらしい名言だというふうに思ひます。先ほど話題になりました特定秘密保護法は、そういう意味で、情報を国民から遮断して国民の政治参加を奪うという民主主義の理念に真っ向から対立するものだということが、その言葉をもってしても非常に端的に言いあらわしていただいたかというふうに思ひます。

そういうわけで、秘密保護ではなくて、情報公開を進めていくことが住民参加を促すことになるかというふうに思ひます。そういうふうに言えばですね、情報公開については、村としては、しっかりと取り組んでいるつもりであります。予算や決算、財政状況など、資料請求を改めてせずとも、村のホームページ、あるいは図書館でだれにも断ることなく抜き出すだけで見てもらうことができるようにしてありますし、村の考え方も折に触れて公表をしているつもりでございます。

今も、例えば、地域公共交通について、住民アンケート、あるいは利用者の方々

へのインタビューを実施し、国の運輸局、県、村内利用者、近隣事業者など、村内外の方々に参加していただいて、お考えをお聞きしているところでございます。

それからまた、私としましては、住民の皆さん方ですね、さまざまな取り組みの現場にも時間の許す限り参加をして、そこで生の取り組みの苦労ですとか願いだとか、いろんなところをお聞きしているつもりでございます。

そういった意味で、こちらのほうから取材をするというふうなことについてもあるわけなんですけども、しかしながら、民主主義の基本というか、主権者が主ということでございますので、主権者の主体性が一番大切かと思えます。もちろん行政の側から説明したことがあるときや住民意見を聞きたいというときには、村のほうから懇談会を設定して、ぜひご意見をお聞かせください、今度、美しい村条例というふうなことで説明会にも行かせますし、この間は有線放送をどうするかというふうなときには地区懇談会も開いたわけですけども、そういう形で、こちらからセッティングをすることもありますけれども、本来は、民主主義の精神から言って、住民の側からも問題提起なり意見を述べていただくということが大事なことかなというふうに思います。

それが行われていないのかというと、決してそうではなくて、例えばですね、子どもの福祉のことで最近もお母さん方から要望があって、役場に来られて、村の応接室でお話を伺ったりというふうなこともありましてし、中学生から先日もいろんな提言をいただきました。保育園とかバンビーニで車座懇談に設定したら、ちょっと来て話を聞いてほしいというふうにも言われることもあります。商工会からの要望もありますし、また、ホームページにも掲載していますけれども、遺族会からの問題提起というようなこともいただいております。村長への手紙でもさまざまなご意見をいただいている、その中で、公開可というものについてはすべて公開をしている、個人攻撃みたいなもので問題のないものに関しては公開をしているというふうなことでございます。

先ほども少し申し上げましたが、この土曜日、日曜日、土曜日は渋谷のデモに、私、参加してきましたし、日曜日には日比谷でTPPに反対する集会があって、全国から農民の皆さん方とか医療関係者とか弁護士の方々とか、大勢の方が集まっておられて、その後、日比谷から銀座までのデモというふうなことも行われました。そういうふうな形で、積極的に考え、意見を述べる、あるいは疑問点をただすというふうなことをですね、住民の側がしていく必要があるかと思えます。

ですから、極端なことを言えば、中川村でも役場に向けてデモがっても全然おかしいことではないことだし、いろんな形で意思表示をしていただきたいと思います。

一番簡単なところは、匿名でも構いませんので、村長への手紙なり、それはメールでもいいし、紙に書いていただいても結構ですし、そういう形で公開可としていただければ、公開をして、それに、こうしたほかの方々の声も上がるかもしれません。

いろんな形で意思表示はできるチャンネルを多数設けておりますし、そんなこち

らの設けたチャンネルにかかわらず、住民の側から意見、疑問をただすというふうなことがなされることを期待しているところでございます。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 外への向ける目は結構でありますけれども、私が、今、お話をさせていただいたことは、顔の見える政治という、そして、今、村長、言われましたけれども、組織、団体はありますけれども、私は、やはり地域重視で、地域に出向いて、その者のお顔を見て、感謝をしつつ、あるいはこちらからいうことを言わせていただいで、そのコミュニケーションというか、窓を開くということが大事じゃないかということをお話しているわけなんです。いかがですか。もう一度、その点、つまり、地域重視、顔の見える、そういうことを望んでいるのではないかと、こう思うんですけれども、お願いします。

○村 長 繰り返しになりますけれども、住民の皆さん方の取り組みの現場にもなるべく出かけておりますし、問題というか、課題なり、こうしたほうがいいんじゃないかというような意見をお持ちの方が、直接、村に来られて、応接のほうで対面してお話を聞いたりということがございます。地域だけがチャンネルではないし、先ほど申し上げたように、例えば、有線電話のこととか、第5次総合計画立案のときのようなとき、これは地域で、地域の皆さんにお聞きしたほうがいいなというような課題においては地域でのご意見を聞く会を役場サイドで設定することをいたしますし、そうでないときには、ほかの方に向けて役場サイドで設定することもあるでしょう。窓を開けている必要があるとおっしゃいましたけれども、窓は開いているので、そこに向かってぼいっと手紙を投げていただく、あるいは、ちょっとのぞいて「おい。」と言っていただくことがいいわけ、そういうことができるチャンネルをたくさん用意してあるし、現に、たくさんの方々がそれをご利用していただいているというふうに考えているところでございます。だから、地域と、目的もなく課題もなく、皆さんお忙しい中、呼び集めて、何かあったら言ってくださいというふうなことというのは、必ずしも、それをやれば、窓が開いていて意見を聞いたというふうなことになるとということとは思いません。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、村長がお話をされた地域だけがチャンネルではないと、こういう言葉を重く受けとめたいと思います。懇談会はやる思いがないということになるかと思いますが、村民に対する適切な情報提供と、住民の意見を取り入れるための機会を増やし、開かれた村政、その推進、今お話がありましたけれども、そういうことの固まらず、前向きに努めていただきたいと、こう思います。

次に、里山の荒廃は地域敗退の始まりと、こう言われておりますが、村の10年後をどう想定しているかということでもあります。今、村長は、地域はっていいましたけど、やはり地域を実際に歩いて、まさぐって、現地を見てみますと、そのものの危機意識というものが芽生え、また、10年後はどんなのかなあって、皆さん、そこに住む人たち、あるいは村民総体が将来の村を不安に思っているわけでもあります。村の10年後をどう想定されているか村長にお尋ねしたいと思います。

○村 長

高橋議員、原稿を読んでおられるんですけども、私の答弁が必ずしもそこに反映されないまま読んでいただいているような気がして、私、地域をしないといっているのではなくて、必要なときにはするし、ほかのチャンネルもあるし、みんな大事なんだ、それについては、地域から呼んでいただければ出かけるしというふうなことを言っているわけございまして、課題なく、例えば定期的とか、定期的でなくても、地域の皆さん方を呼んで何か問題ありませんかと、忙しいときに呼びつけてやるっていうことは、必ずしも開かれた村政ということにつながるものではないんじゃないかと、ある意味、形式に走っているのではないかというふうなことを申し上げたんで、先ほどの高橋議員の総括は、私のお話が全然伝わっていないなというふうに思いましたので、一問一答形式なので、反映をさせて、また、ご質問をいただければうれしいのかなというふうに思います。

それで、地域の課題というふうなことでお話が出たわけなんですけども、もう本当に繰り返し、繰り返し申し上げていることなんですけども、地域における農業、あるいは地域そのものの担い手というものが減ってきておりまして、担い手の高齢化とか減少によって、共同作業とかお祭りとか、そういうことがだんだんごしたいといういい方が一番適切かと思えますけども、そういうふうになってきているというふうに思います。地域活動がだんだんと重荷にというふうにも受けとめられるような状況が生まれていることには、大変危機感を持っているところでございます。ですので、その中で、もう本当に繰り返しになりますけれども、地域の魅力、可能性を、地域資源を生かした内発的な発展を、内発というか、起業ですね、業を起こすことがしやすいような環境づくりをして、地域に若い人がそのまま暮らし続けられるような、将来世代が残っていった、地域の担い手、農業の担い手が村に続いて、地域に残ってくださるような、そういうふうなことをねらっていかなくてはいけないというふうに思っています。

日本で最も美しい村連合に加盟したのも、その地域資源を生かしていくというねらいが一致しているということがありますし、このたびの地域おこし協力隊、あるいは農業研究性の受け入れというふうなこと、それから、地域の担い手を新たに地域とともに受け入れようという取り組みも、すべて同じねらいでございまして。

そういうことで、危機感を持っておりますけども、これを1つやればすべてが解決するというわけではなくて、いろんな効果のあることを組み合わせ、積み重ねていくことが必要かなというふうなことで、おっしゃるとおり、その辺りが最初の質問にもあった来年度の課題、それに対する基礎固めを再度していくということが課題かと思っております。

それから、里山も、今、それはまだでしたっけ？以上です。

○2 番

(高橋 昭夫) 今、里山のお話お聞きしたと、こういうことですがけれども、里山の現地、現状といたしますか、十分把握はされているか、先ほどのお話のように、村の予算、26年度におきましても、その折のものは、住民要望はどんな手段で捉えているかっていうことはすごく大事だと思うんです。住民が希望すること、要望する

こと、地域、地域の問題点をどうつかんで、それをどう反映するかっていうことがすごく大事だと思うんです。そういう意味において、里山の現地、現状、現場を十分把握されているか、もちろん、村長さんもそうですけれども、職員の皆さんが、やはり中川の末端、先端がどういう状況にあるのか、あるいはそこに住む生活される皆さんがどんな思いを持っておられるかという形は、やはり現地に赴いて、それを目で確かめたり心で捉えるということは大事じゃないかと、こういうふう思うわけです。

それで、また、くどくなると言われますから切りますが、予想される限界集落の増加、共同体機能の低下など、その対応策はということではありますが、女性の部落総代、地域総代、あるいは組長などもですね、現実にとということがありますし、役も3回、同じ地域で総代を務めるとかですね、なかなか厳しい状況が続いております。維持、持続というのは、今、村長、申されましたけれども、本当に、ましてや職をかなめに持っている若い人たちは、そういう形の中に従属して、やっぱり協力しなきゃいけないけれどもできないというぐらいの深刻な思い、重圧的な実態を持っていると思うんですけれども、私、提案は、何か、この辺で、地域の人たちの声、聞かないとだめですよ、だめですけれども、少数地域が、ときとして、その地域の人たちの思いも、思いがかなめですから、ですけれども、行政としても、多少に、このバランスのとれたといいますか、地域集落、少数地域の合併というようなことも考えられてはどうかというようなことを思いますが、いかがでしょうか。

○村長 地域を合併すればか、させればかどうかわかりませんが、そういうご提案をいただきました。

しかし、そのことは、全く地域の自治の問題でございますので、役場サイドから合併しろとか、するなとかいうべき筋合いではないかと思っておりますので、それは、私として、合併が進んだ方がいいというふうなことは発言しないし、実は思ってもいないというふうなことでございます。

そうではなくて、地域が存続して子どもたちの声が響いていくように、先ほども申しあげました担い手も何とか維持する、増やしていくということを考えなくてはいけない、繰り返しになりますけれども、先ほど、ちょっと、なかなか、そういうふうにご理解いただけなかったようなんで繰り返しますけれども、共同作業やお祭りやなんかができるように、地域の若者が地域に、都会に出ずに残れるような内発的な企業ができるような環境づくりをしていく、さらには、また外から担い手となって地域をもとに支えてくれる人を迎え入れるようなことをしていく、そのことによって、合併などせずとも地域が存続していくというふうなことを何とか模索したいというのが考えでございます。その外部環境的には、TPPとか本当にいろんな不安なことがあります、中川村の可能性を生かして、地域資源を生かした形で、何とかそれができないのかなというのが私の思いでございます。

○2番 (高橋 昭夫) 今、村長は、やはり地域の意向、それは、それも思いますけれども、過去の村の歴史を振り返りますと、今、沖町という部落は、沖田、町というも

のが一緒になりました。そしてまた、美里、これも数多い地域、その当時のですね、今でいう西丸尾とか、そうしたものの合併を、一緒になりまして今の美里が生まれたということがありますので、その折には、それを待っていては、それは前進しませんので、ときとしては、こういうことはどうかなあという思いを、何ていうか、共有して、何か新しいものを見出すか、どういう展開がいいのかわかりませんが、そういう発掘っていう姿勢の部分はずごく大事だと、こう思います。合併はだめだということの意向がわかりました。

次に、農業政策についてお聞きをしたいと思います。

村の農業をどう発展させるか、これにつきましては、私も、そういう立場の中で、あれ、動いておりますので、ご努力も十分わかります。営農センター初め農協ほかもろもろ、振興策についてですね、大変な努力をされているわけではありますが、10年後の村内の農業をどう想定しているか、大変厳しいし、しかし、厳しい以上に10年というものは、もう、5年、1年で一昔ですが、5年ですが、10年というときに、どういう形に村が変わるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○振興課長

10年後をどう想定しているかということですが、主人公は、やはり農家、農業者だと思います。そういった上では、最終的には、その農業者の実質的な部分にかかわるところが多いわけなんですけれども、それをいかに行政として支援していくか、行政としては、この支援のほうを中心になるかと思っておりますけれども、やはり農業を中心でやっていこうっていう皆さん、そういった方も当然やっていけるような支援をしていかなければいけませんし、中川村の地形等で考えた場合、すべてが農業だけでやっていけるというわけではありません。例えば、きのうもちょっとお話しましたが、1戸当たりの水稻の作付面積38a程度という、昨日もお話しましたが、そういった経営ではとても生活できませんので、今、中川村、相当な数の皆さんが兼業農家で支えていただいております。農地を農地として守っていく、それから、農地というのは、きのうもお話したとおり、私たちの生活環境の一部でもあります。そういった生活環境を守っていく上でも、兼業農家も守っていかなければいけない、そして、最終的に遊休荒廃農地を出さず、有効活用していただく、そういった形を目指して行政のほうが必要な施策等を行っていくということかと思っております。

○2 番

(高橋 昭夫) 農業の将来は大変厳しいし、その想定もできないと、本当にそのとおりだと思います。

農業の振興策、そういう部分で見ますと、農業の振興を図る上では、担い手の確保と、それから遊休荒廃農地の解消と農業所得の向上というのがあります。農業が農業でいかにもうけるかということ、それからまた、担い手の確保というのがあります。今、村に人口が多く増え、農業をやってくれる方、求めるし、来てくださることは大変結構であります。私は、この面でちょっと思うんですけれども、人が増えれば良いというもんではありませんが、来ていただく人の心を育てて、生かさせていただくってことは大事でありますけれども、まず、農業っていうもの

は、本当に来ていただく折りの中に、現実というものは、相当に厳しいと、農業はそんなに甘くないという観念といますかね、そういうことはすごく大事だと思うんです。だから、来られて見て云々、いやあとと思われることがあるかと思います。それは、そういう農業の厳しさを知っておいていただいて前進していくっていうことは、すごく、僕は大事だと思います。村長、きのうの答弁の中では、農業関係というのは、余りもうけるとか、金っていいですかね、そういうものも大事だけれども、その中において、そうでない、その環境、土地の、村の自然形態の中のそれを守ることが、それはまた、美しい村やね、そういうふうなものはすごく大事だっというお話をされました。私も、そうは思いますけれども、しかし、担い手の云々でっていう形で外から来られた方が、なかなか現実っていうものを知らない、ですから、そうしたものを、やっぱり知らしめる、そういう機会を大いに、今もやっておられるとは思いますが、そういうことを思って、進めていただきたいということと、果樹などの永年作物っていいですか、何をつくるかっていう形に、今もうかるから、あるいはよそがやっているから、そういう形での生産、きのうも、村長さん、それ言っておられました。何を選択するかっていうことは課題だっということをお話をされましたので、私、どういうものをついていうですね、作目選択っていいですか、それは、リンゴの木やなんかでも7年ぐらいたって生産、しかし、これはだめだったっていつか気がついたときには、切ったら、またっていうことがありますから、私、前、お話をさせていただきましたけれども、やっぱり、その土を知り、適地適産、その地に合ったものは、その年度には、売れる、売れないは別としましても、次年度につながる、やはり強みのある選択じゃないかと、ですから、梅やなんかを植えても梅がその土地に合わないという場合は7・8年で枯れる恐ろしさがあります。だから、2・3年がいい、しかし、ときが経過しているときに、その本筋が全く、いやあ本当にだめだというときに、もがいて、それを努力してよくしようとしても、なかなかできないという厳しさが農業の根幹としてあるんじゃないかというように私は思います。

それと、もう1点は、豊作貧乏って、農業の、この振興のいろいろの折にも文言として書いてあります。ラフランス等々が安くなったと、それから南水もって、こういうのがありますが、今、現状そうでありますけれども、やっぱり、豊作貧乏、みんないいからって固まってつくるといのは、もう、絶対、もう、だめなんです、ね、南水、あれほどにうまいナシがという、お互いが知り得ていたんだけど、物がだぶついたら、もう、安くなると、そして、ラフランスもしかり、あんな洋ナシのおいしいナシがっていったものが、量が増えて、今どういう処理をしたらいいかという形がありますし、米においても、いろいろなものがあります。米を上げろ、上げろといいますが、だぶつくほどの、その3倍4倍の、仮に量が多くなれば、それは当然にして安くなる、そうすると、それにつくる形での継続という形に問題点がさまざまに発生するという形で、私は、豊作貧乏、つまり、おもしろい農業のためには、それを選択をして、どう進んでいくかっていう根幹を、どこかで指

導していただくっていうか、農協の力を借りるなりして、その基をさらにさらに深めて、ああ、そのときは苦勞しても、後、よかったなあと形に持って行っていただきたいと、こう思います。

それで、ちょっと時間の関係がありますので、担い手の確保という形で教育長にお聞きしたいと思います。

若者の農業従事者が全く少ないと、後継者もないと、そういう形の中での、私ども雑談でお話をいたしましたら、それは、子どものころの教育の問題ではないかと言われる方がおられました。つまり、小さいころに、昔は、手伝いをしたり、農業と一緒にしたり、そして、お年寄りの方のお話、漬物のお手伝いとか、そういう形の中で、何か自然に触れるとか、農業に触れる機会が多かったが、今は少ないんじゃないかと、こう言われます。自然の中に人間が活かされているとか、自然から心が離れているんじゃないかということをお聞きしますが、この点について教育面から教育長にお聞きしたいと、その必要性っていうか、自然に目を向けるというような方向性ということではありますが、農業ですが。

○教育長

今のご質問でありますけれども、現在、農業をしていない家庭も増え、子どもたちにとって家庭での農業体験は少なくなっております。農業をしている家庭でも、子どもたちが手伝いをする機会は、やはり少なくなっていると思います。昔は、かまやくわの使い方は、生活の一部として多くの子どもたちは家庭で教えられました。今は家庭でくわやかまの使い方を教わっている子どもは少ないと感じます。しかし、土とかかわったり、植物や動物を育てたりすることは、ぜひ体験させたいことだというふうに考えています。学校では、そういう自然にかかわる体験活動が進められています。小学校では、1年生でアサガオなどを育てる学習を初めとして野菜づくりや花壇づくり、5年生では米づくり、全校でのお茶摘み、中学では委員会による花壇づくりなどです。5年生の米づくりは、始めて田植えや稲刈りを体験する子どもも多く、欠かすことのできない学習となっています。これらの学習は、キャリア教育として、将来、社会の一員として役割を果たすために必要な力を育てることにつながっているというふうに思います。そして、それは自然にかかわる農業にもつながっているというふうに思います。また、美しい村を持続するためにも大切な学習活動だと思います。

このように、子どもたちにとって家庭での農業体験は少なくなっていますが、中川村は、まだ、それ可能な環境も多いところだと思います。

中川村子育て5カ条が制定されてきましたけれども、その第4として「野外で活動 元気な子 群れ、遊び、家の仕事でたくましく」というふうに推奨をしております。

また、ノーテレビデー、ノーゲームデーという取り組みもありますけれども、そういう機会に自然の中、家庭の中でお手伝いを呼びかけていきたいというふうに思います。

それらが、直接、農業に結びついてくるかということとはわかりませんが、

そうやって子どもたちの中に学校でも力を蓄えているということをお知らせしたいと思います。

- 2 番 (高橋 昭夫) 今お話をお聞きしました。本当に大事なことだと思います。
- 以前、私は、一般質問で家庭の日という形、月1回ぐらいって、それは何かといいますと、こういう農村におけるお手伝いとか、そういうものの重要性っていうか、大事さ、そしてお年寄りと接するとか、そういう形のもの、ところが、土曜日、日曜日は、かえって行事が多くて、家族団らん、そういうような形のものなかなかできない状況があるというようなことで、生活改善といいますか、そういう形、そしてまた、私はカレンダーを案としてお示しをしたことがありますけれども、行事調整という、それぞれが、日曜日、土曜日に、数は多くなりますけれども、そういう折の、何か、月に一度ぐらいは、そういうものをお互いが控えて、家族、お年寄りから若い、お互いが一緒に食事も仕事も、そして空を語り、土を語るっていいですか、そういうことが大変大事かと、こういうふうに思います。そういう意味で、この家庭の日というようなもの、生活改善の意味から、どう考えるかお聞きしたいと思います。

○議 長 高橋議員、質問事項が拡大解釈で外れないようにしてください。

○2 番 (高橋 昭夫) わかりました。通告はお願いしたんですけど。

○教 育 長 家庭に日については、特に、今、お答えはありませんけれども、先ほど申しげましたように、ノーテレビデー、ノーゲームデーというような、そういう取り組みでつながっていくというふうに思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 次に農産物加工施設のつくっチャオについてお聞きをしたいと思います。

開業3年余りを経過をし、指定管理に移行しました。今は、干しがき特産、イモとかですね、そうした形に、本当にさまざまな工夫や努力をされていると思います。農産物加工所の成果をどう見ておられるか、どう指導されているかお聞きしたいと思います。

○振興課長 それでは私のほうからお答えをさせていただきますけれども、今、ご質問のあったとおり、平成22年から農産物加工施設、稼働しておりますけれども、24年度までの3年間は天の中川加工組合つくっチャオ、これへ施設の管理を委託してまいりました。この4月からは、新たに、新たに組織化された、つまり、天の中川加工組合つくっチャオイコール企業組合つくっチャオじゃありません。構成メンバー等も変わってきておりますが、新たに組織化されたつくっチャオ中川を指定管理者として加工施設の管理に当たっていただいております。

新しい組織になって間もなく、従来からのジュースやジャム加工が中心となっておりますけれども、近隣町村からも加工の依頼が増えつつあります。

また、今の高橋議員の質問の中にもありましたとおり、村が昨年とことしカキの皮むき機を導入しまして、皮むきの受託やカキの買い取りによるみずからの加工販売も始めております。ことしはカキの不作という年ではありますが、10tのカキ

を処理しておりますし、来年からは、もう、すべて脱針式でないとJAのほうでは扱っていただけないという中では、来年以降、非常に期待されるところであります。

この企業組合つくっちゃオ中川へは、村が参加しておりません。また、企業組合も加工施設の利用者であるため、通常では村はかかわりにくいというところでありますけれども、村と締結した協定の中では、指定管理者の役割としまして、施設の管理運営だけでなく、みずから農産物も処理加工等を行って地域の活性化及び地場産業の振興を図ることを明記してございます。これによりまして、村でも意見交換をしながら加工施設の設置目的が達成されるよう働きかけを行ってきております。

また、村がこの12月から雇用している地域おこし協力隊も農産物の加工、販売にかかわりながら加工施設の有効活用を図っていききたいということで、現在、協力隊1名、現在、加工施設のほうへ、当面、そちらのほうで加工を一緒にやりながら、この中川の加工施設、どういうものか、また、現在の設備でどういった加工ができるのかっていうのも知っていただこうというところでもあります。

○2 番 (高橋 昭夫) 第5次総合計画の前期の基本計画の中では、このつくっちゃオと
いいますか、安心・安全な農作物の栽培や農産物加工施設で農産物を活用した加工
品の開発を進め、中川ブランドを確立し、販売力を高めると、こういうことであり
ますが、私は、大変、村民も期待しているでしょうし、生産者も期待をされている
施設で、委託をすれば、後はいいという形のものではないというような思いもあり
ますもんで、ちょっとアイデアを、村長、きのうも言われましたけれども、そう
いう意味で思いますのは、つくっちゃオが村民に余り知られていない、まだまだ理
解されていないといえますか、それから、利用が少ない、そして南に建物が離れて
いるという形のもの、現状は、割合、見過ごすといえますか、そのまま帰られてし
まうというような形で、その存在が活かされていないように思います。それから、
入り口のあの階段が段こがあって、なかなか入りにくいという声もありまして、そ
うしたものの徐々に改善をされていくといいのかなと、そして、私は、やはり、あ
あいうものがあるというものを、何かにつけ工夫をして、PRをする看板なりです
ね、こう、やっぱり、あちらに足を向けるという、そういう工夫というものを、利
用していただくための工夫っていうのは大変必要じゃないかと、こういうふう思う
んですけども、その点について、振興課長、どのようにお考えかお聞きしたいと
思います。

○振興課長 利用が少ないっていうのは、消費者側の利用のことを言われているのかなあとい
うふうに思いますけれども、加工の依頼のほう、特に、これは、ことし、皆さん既
にご承知のとおり、この春の凍霜害、それから夏場の少雨、それから秋の台風、こ
ういったものによりまして、残念ながら、リンゴを中心に果樹の被害、大きいもの
出ているんですけども、これらの被害によって中心花がうまく使えなかった、そ
のために、花径がいびつだとか、それから乾燥のために小さいだとか、色づきが悪
いとか、そのために廃果っていうものが相当出ているようで、お聞きしている範囲
では、リンゴのジュース加工の依頼が多いというふうに聞いております。ただ、私

ども心配しているのは、農家の皆さん、本来は、やっぱり贈答用で使えるような物、直接売れるいい物をつくって、こう、価値のないって言うては申しわけないんですけども、加工に回さなければいけないような物は極力少なくっていうのが理想ではありますけれども、そういった物を使ってジュースに絞って、付加価値をつけて、また、そこで収入を得ていただければ幾らかでも救われるのかなという思いはしておりますが、ただ、実際、農家の皆さんが、それじゃあ、絞ったリンゴジュースがすべて販売できてしまうのかなという、そういうところについては、ちょっと心配をしているところもあります。そういう利用面では、結構、利用されているんですけども、あそこへ階段があつて入りにくいとか、そういうことは、今度、消費者側のほう、あそこでも展示室で展示販売を行っていますので、その部分を言われているのかなというふうな気がしますが、一応、以前に、加工組合の時代に話がありました。階段をスロープにできないかっていうお話もあつたわけなんですけれども、スロープをつくるにしろ、例えば車いすの方が利用する場合のスロープの角度とか考えますと、残念ながら、あの道路のほうまでスロープを伸ばさないとできないっていうことで、一たんは木のものも、ちょっと置いた時代あつたんですけども、ちょっと危険ということで、抜本的な対策については、今後、考えなきゃいけないのかなというふうに考えております。

○2 番 (高橋 昭夫) 今お話のように、できたものっていう形のを工夫する、つまり、加工施設の本来の目的、真の目的を見極めるということが、いろいろな物をつくるっていうことも、また、大事ですけども、その部分のものは2年、3年のあたりが一番大事なことかなあというように思います。今、言われたように付加価値を高めると、こういう形だと思います。

いずれにしても味がよくないとということですから、ジュースも残り物でまずくてもいいという部分もあるかもしれませんが、やはり良質な、それがきょう売れても、まずい場合はあした、もう、生きないということですので、やっぱり、味、味、おいしいものをつくるっていう形が、あの施設が活かされる、そして栄える基本ではないかと、こういうふうに思います。

時間がありませんので、質問、最後になりますが、以前、一般質問で、若者の心をつかむ行政が元気の出る村づくりにつながると、そういうことで質問したことがありました。その後に、そうしたきっかけをつかむといいますか、そういう方向性の検討、研究をなされたかどうかお聞きしたいと思います。若者の心をつかむ、つまり若い人たちに懇談で話を聞くとかですね、あるいは何でもいいんですけども、この間、議会で議会懇談会っていうのがありましたけれども、その折にも発言が生まれて、若い人たちがこの席に出ていないけれども、何かそういう向きの工夫をされるというふうなご助言をいただきましたけれども、やっぱり政治には、これからを担う若者を行かにつかめ、それで、そういう人たちの声をいかに吸収するかということが大事かと思うんですけども、その面で、若者の意識をつかむ、そういう部分の意識を持って検討というか、そういう形をされたかどうかお聞きした

いと思います。

○村長 中川村の若い皆さん方、若い方々だけではなく、ほかの世代も同様でございますけれども、スポーツを初めとして芸術、工芸作家の皆さん、大工を志していられる方、農業の新しい取り組み、飲食店も複数できましたし、民宿等々、さまざまな活動、なりわいを新たに始めていただいております、大変心強く感じております。中川、多分、私の見るところでは、ほかの地区でも若者の取り組みたくさんあるかと思っておりますけれども、中川村は、決して引けをとらない、かえって自慢できるぐらい若い人たちが多方面で頑張っているというふうに思っております。

そして、そういったいろんなイベント、あるいは活動の現場に、今、地区懇談会をしても若者は来ない、どうしたら来てくれるかという話がありましたけれども、やっぱり、その活躍して取り組んでいる現場にこちらから行って、どんなふうなことをやっているの？どんな人がどんなふうなことをやっているのか、先ほども申し上げましたが、どういうねらいがあるのかとか、どんな苦労があるのかっていうふうなところをですね、いろんな活動があるのですから、そこにこっちから出かけて行くことが1つ大事なことで、話を聞くということが、そういう場面で、現場でやったほうがいいのではないかなというふうに思います。

もちろん、若者を集めるようなことをしないとやっているわけではございませんので、こちらからいろんな方々に、ぜひ集まってきていただいて、特に、こういう課題があるので、このことについて意見を聞きたいと、若い人たちのというふうな場合には、そういうこともセッティングするという、思いますけれども、ただ漫然といるような若い人たち、今、本当に経済的にもしんどい中で頑張っている、その中で、貴重な時間を割いてですね、到底、特にテーマもなく話を聞かせるというふうなことについては、私は余りしても意味はないし、かえって迷惑かなというふうに思いますし、若者の取り組みのところに、こちらから都合をなるべくつけて出かけて行く、そして、どうしてもお話を聞きたいときには来てもらうというふうな、そういうことが、そういうやり方が一番いいのではないかなと思います。

○2番 (高橋 昭夫) 極力若者の意識を行政に反映させるということは、意識を持つことはすごく大事だと思います。議会におきましても、先ほど言うように、若い人が出ていないっていうか、出ていただくように、やっぱり努力をしたほうが良いという、そういうお声をいただいたということでもありますので、行政懇談会、先ほど、冒頭もありますし、今の若い人たちにおきましても、何かしらの、いろいろな、そういう現地へ行ってっていうことも大事であります、どこかでつかむという、そういうことが、今、村長も申されましたけど、元気の出る村づくりには、再々、再々重ねて、そのことがさらに力の保たれる村になるかと思っておりますので、前向きに努めていただきたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

○事務局長

本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 1 時 5 8 分 散会]